

# **こども性暴力防止法施行ガイドライン**

令和8年1月

こども家庭庁

## 目次

はじめに.....	8
I. 目的・責務等.....	11
II. 定義.....	13
1. 児童等（法第2条第1項関係） .....	13
2. 児童対象性暴力等（法第2条第2項関係） .....	15
(1) 児童対象性暴力等.....	15
(2) 不適切な行為.....	20
3. 特定性犯罪（法第2条第7項及び第8項、附則第2条及び第3条関係） .....	25
(1) 特定性犯罪（法第2条第7項、附則第2条関係） .....	25
(2) 特定性犯罪事実該当者（法第2条第8項、附則第3条関係） .....	34
III. 対象事業・対象業務.....	36
1. 学校設置者等（法第2条第3項関係） .....	36
2. 教員等（法第2条第4項関係） .....	39
3. 民間教育保育等事業者（法第2条第5項関係） .....	48
(1) 対象となる施設・事業の考え方 .....	50
(2) 民間教育保育等事業に該当する具体的事業 .....	52
4. 教育保育等従事者（法第2条第6項関係） .....	58
5. 同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い .....	65
6. 従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い .....	68
7. 法人でない団体の取扱い .....	70
8. 実習生の取扱い .....	71
IV. 認定等.....	72

1. 認定等の趣旨（法第19条及び第21条関係）	72
2. 認定等の基準（法第20条関係）	74
(1) 認定等の基準	76
(2) 認定等の基準の具体的な内容	77
3. 認定等の申請（法第19条、第21条、第26条、第33条、第35条及び第40条関係）	82
(1) 認定等の申請を行う主体	86
(2) 認定等の対象となる事業の範囲	88
(3) 申請方法及び標準処理期間	88
(4) 申請書記載事項及び添付書類	89
(5) 手数料	94
4. 認定等の公表（法第22条関係）	96
5. 認定事業者等及び学校設置者等の表示（法第23条、第45条及び第48条関係）	98
6. 変更の届出等（法第24条関係）	102
(1) 変更の届出が必要となる場合	103
(2) 変更の届出の記載内容及び留意事項	104
7. 犯罪事実確認完了の届出（法第26条関係）	106
8. 廃止の届出（法第31条関係）	108
(1) 廃止の届出が必要となる場合	108
(2) 廃止の届出の記載内容及び留意事項	109
9. 認定等の取消し等（法第32条関係）	111
(1) 認定等の取消し	111
(2) 認定等の取消しの公表	113
V. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）	114
1. 総則	114

(1) 法により求められる措置との関係	114
(2) 他の法令等との関係	114
(3) 横断指針との関係	115
(4) 在校生等以外に対する児童対象性暴力等の取扱い	115
(5) 法に基づく安全確保措置のフローの全体像	116
2. 児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置（法第8条及び第20条第1項第5号関係）	118
(1) 服務規律等の整備・周知	119
(2) 施設・事業所環境の整備	119
(3) 対象業務従事者に対する研修	121
(4) 児童等や保護者への教育・啓発	126
3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）	129
(1) 児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置	130
(2) 児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置	135
4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ関係）	139
(1) 総論	140
(2) 初期対応	142
(3) 調査	146
(4) 調査を踏まえた対応	156
VII. 安全確保措置（犯罪事実確認）	161
1. 総則	161
2. 犯罪事実確認義務等（法第4条及び第26条関係）	162
(1) 犯罪事実確認の期限	166

(2) 新たに対象業務に従事する者についての犯罪事実確認の始期	168
(3) いとま特例	168
(4) 「離職」の解釈	175
3. 犯罪事実確認書の交付申請（法第33条関係）	177
4. 犯罪事実確認書の交付（法第35条関係）	195
(1) 犯罪事実確認書の交付の概要	195
(2) 犯罪事実確認書の様式等	196
(3) 標準処理期間	201
5. 訂正請求（法第37条関係）	202
6. その他の犯罪事実確認に係る留意点	204
(1) 期限内に犯罪事実確認ができなかった者への対応	204
(2) 対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点	205
(3) 対象業務従事者が教育職員等又は保育士である場合の留意点	206
(4) 都道府県採用のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対する犯罪事実確認	208
(5) 犯罪事実確認の実施状況等の情報開示	209
7. 犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第17条関係）	211
8. 罰則（法第44条及び第48条関係）	213
VII. 安全確保措置（防止措置）	214
1. 総則	214
2. 犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置（法第6条関係）	215
(1) 児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると認めるとき」の解釈	215
(2) 児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス	215
(3) 児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容	216
(4) 労働法制等を踏まえた留意点	217

(5) 事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項	235
3. 対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点	237
(1) 派遣労働者等に対する防止措置	237
(2) 派遣元等の対応	238
4. 防止措置の濫用の防止	239
5. 対象業務従事者が公務員の場合の留意点	240
6. 内定辞退者への偏見防止	243
VIII. 情報管理措置	244
1. 総則	244
(1) 情報管理措置の全体像	244
(2) 個人情報保護法との関係	246
2. 犯罪事実確認記録等の適正な管理（法第11条、第14条、第20条第1項第6号及び第27条第1項関係）	247
(1) 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の全体像	250
(2) 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的な内容	251
(3) 情報管理規程	268
(4) 情報管理規程の変更の届出	268
(5) 個人情報保護法との関係	269
3. 目的外利用・第三者提供の禁止（法第12条、第27条第2項、第39条、第43条、第45条第2項、第47条及び第48条関係）	272
(1) 目的外利用・第三者提供の禁止	273
(2) 目的外利用に当たらない場合	274
(3) 第三者提供の禁止に該当する場合	274
(4) 県費負担教職員への犯罪事実確認記録等の提供	274
(5) 職員等の秘密保持義務	274

4. 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告（法第13条及び第27条第2項関係）	276
(1) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態	278
(2) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告内容	279
(3) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告方法	279
(4) 個人情報保護法に基づく報告との関係	280
(5) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の発生時の本人への通知	283
5. 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去（法第38条、第46条第3項及び第48条関係）	285
6. 安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報の取扱い	287
(1) 定義	287
(2) 求められる情報管理	288
IX. 監督等	291
1. 総則	291
2. こども家庭庁及び所轄庁の役割分担等	294
(1) 所轄庁及び対象施設	299
(2) こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担	301
(3) こども家庭庁及び所轄庁による監督等の具体的観点	303
(4) こども家庭庁及び所轄庁の連携	308
3. 帳簿の備付け及び定期報告（法第15条、第28条、第46条第1号及び第48条関係）	309
(1) こども家庭庁への定期報告及び帳簿の作成	313
(2) こども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認）	314
(3) こども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認を除く安全確保措置及び情報管理措置）	316
(4) 所轄庁への定期報告	319
(5) 罰則	320
4. 報告徴収及び立入検査（法第16条、第29条、第46条第2号及び第48条関係）	321

(1) 報告徴収及び立入調査	322
(2) 罰則	322
5. 適合命令及び是正命令（法第18条及び第30条関係）	323
(1) 適合命令	323
(2) 是正命令	323
(3) 適合命令及び是正命令の後の対応	324
X. その他	325
1. 対象事業者における役割分担（法第9条及び第10条関係）	325
(1) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担	325
(2) 学校設置者等と施設等運営者の役割分担	327
(3) 同一事業者内での設置者と各施設・事業所等との役割分担	328
2. 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録（規則附則第5条関係）	331
(1) 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録の流れ	331
(2) 登録様式への記入項目	333
(3) 登録とりまとめ担当	333
3. 学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の分散（規則第31条第3項関係）	336
(1) 都道府県立学校・市町村立学校の場合の分散方法	336
(2) 私立学校等、児童福祉施設・事業の場合の分散方法	338

## はじめに

- 教育、保育等の現場におけるこどもへの性暴力の事案が後を絶たない。こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与えるものであり、絶対に防がなければならない。
- こどもに対して教育、保育等を行う事業は、こどもの心身の健やかな育成に資することを目的としており、こうした場においてこどもの心身に重大な影響を与える性暴力等の被害を生じさせることは、その目的に反するものである。
- また、こうした事業は、従事者がこどもへの指導などを通じて支配的、優越的立場に立ち、継続的に密接な人間関係を持ち、親などの監視がない状況の下でこどもを預かり教育、保育等をするなど、特別な社会的関係がある。このため、こどもに対する性暴力等の発生に特別の注意を払うことが求められる。
- このような理念と社会の責任を具現化すべく、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「法」という。)が、令和6年6月に成立した。
- 本ガイドラインは、法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、実際に法に基づく措置を実施する事業者や従事者の理解を促すとともに、児童等や保護者を始めとする国民に対して、制度の詳細な全体像をお示しするものである。具体的な内容は、令和7年4月にこども家庭庁に設置された「こども性暴力防止法施行準備検討会」における有識者（学識経験者、地方公共団体・教育委員会、教育、保育等事業者、労働者、保護者及び若者の代表）による検討を踏まえたものとなっている。
- 法の施行に当たっては、本ガイドラインで示す事項を適切に事業者及び従事者に実施していくだくとともに、国民全体に対する啓発活動等、あらゆる対策を推進していくことにより、社会全体の責任として、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現を目指していく。

## 凡例

法……学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

令……学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）

規則……学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号）

## 用語集

用語	説明
学校設置者等	学校、児童福祉施設等、法第2条第3項により義務対象となる事業者
教員等	学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる従事者
民間教育保育等事業者	学習塾、放課後児童健全育成事業、認可外保育事業等、法第2条第5項により認定等の対象となる事業者
教育保育等従事者	民間教育保育等事業者における犯罪事実確認等の対象となる従事者
特定性犯罪	法第2条第7項により犯罪事実確認の対象となる性犯罪
特定性犯罪事実該当者	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定性犯罪について拘禁刑の執行終了等から20年を経過しないもの</li><li>・ 特定性犯罪について拘禁刑の執行猶予者であって、裁判確定日から10年を経過しないもの</li><li>・ 特定性犯罪について罰金刑の執行終了等から10年を経過しないもの</li></ul>
犯罪事実確認	犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認
犯罪事実確認書	特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した書面
犯罪事実確認実施者等	法第4条の規定により教員等に対し、犯罪事実確認を行わなければならない者及び犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会
犯罪事実確認記録	犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録
犯罪事実確認記録等	犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録
犯罪事実確認書受領者等	犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び提供を受けた者
申請従事者	犯罪事実確認書の交付申請の対象とする従事者
施設等運営者	学校設置者等から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者
認定	民間教育保育等事業者の行う民間教育保育等事業について、学校設置者等が講すべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定

用語	説明
事業運営者	民間教育保育等事業者から指定又は委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者
共同認定	民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定
認定等	認定又は共同認定
認定事業者等	認定を受けた民間教育保育等事業者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者
本人特定情報	氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）、出生年月日、本籍（日本国籍を有しない場合は国籍等）
対象事業者	教員等又は教育保育等従事者に対して犯罪事実確認を行わなければならない者

※ 法の施行日は令和8年12月25日（以下「施行日」という。）であり、本ガイドラインに掲載する法令は施行日時点のもの。

## I. 目的・責務等

### 法第1条、第3条及び第42条

(目的)

第一条 この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等)

第三条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。

2 国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が前項に定める責務を確実に果たすことができるようするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならない。

(こども家庭庁長官への内閣総理大臣に係る権限の委任)

第四十二条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

### 令第8条

(こども家庭庁長官に委任されない権限)

第八条 法第四十二条の政令で定める権限は、法第四十一条に規定する権限とする。

### 規則第37条

(権限の委任)

第三十七条 内閣総理大臣は、この府令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

- 性暴力等は、個人の尊厳を著しく傷つける行為である。とりわけ、児童等に対する性暴力等は、当事者的心身に対する重大な加害行為かつ極めて悪質な人権侵害であり、その影響が長期に及び得るものであって、断じて許すことはできない。このため、法は、児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的として、次の①から③までに掲げる事項を定めている（法第1条）。

- ① 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務（「II. 定義」及び「III. 対象事業・対象業務」参照）
  - ② 学校設置者等が講すべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講すべき措置（「IV. 認定等」、「V. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）」、「VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）」、「VII. 安全確保措置（防止措置）」及び「VIII. 情報管理措置」参照）
  - ③ 教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組み（「VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）」参照）
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する（法第3条第1項）。
- 国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が法第3条第1項に定める責務を確実に果たすことができるようするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならない（法第3条第2項）。
- ※ なお、法及び規則に規定する内閣総理大臣の権限は、法第41条に規定する関係大臣への協議に係る権限を除き、こども家庭庁長官に委任されている（法第42条、令第8条、規則第37条）。このため、本ガイドラインにおいては、法及び規則において「内閣総理大臣」とある事項は「こども家庭庁」と記載している。

## II. 定義

### 1. 児童等（法第2条第1項関係）

#### 法第2条第1項及び第3項第1号口

（定義）

第二条 この法律において「児童等」とは、次に掲げる者をいう。

一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条 第二項に規定する児童生徒等

二 前号に掲げる者のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十五条に規定する高等専門学校の第一学年から第三学年まで又は第三項第一号口に規定する専修学校に在学する者

2 （略）

3 この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

イ （略）

ロ 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）

ハ～カ （略）

二 （略）

4～8 （略）

- 法においては、その安全の確保を図る対象となる「児童等」として、通常、教育、保育等を提供する事業者が支配的、優越的立場に立ちやすく、自らの意思に基づく行動により被害から逃れることができない幼児、児童、生徒（高等学校等に在学する18歳以上の者を含む。）や18歳未満の未成年者を想定している。
- 対象については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律（令和3年法律第57号。以下「教員性暴力等防止法」という。）と考え方を同じくするため、同法に規定する児童生徒等の定義を基本としている。
- 加えて、教員性暴力等防止法に規定する児童生徒等の定義には含まれないが、法の趣旨に鑑みて対象とするべき者として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第115条に規定する高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程）に在学する者を加えて、法の対象とすることとし、「児童等」として新たに定義している。

- 法の対象となる「児童等」とは、次の①から③までに掲げる者をいう。
  - ① 教員性暴力等防止法第2条第2項に規定する児童生徒等（法第2条第1項第1号）<sup>1</sup>
  - ② 学校教育法第115条に規定する高等専門学校の第1学年から第3学年までに在学する者（同項第2号）<sup>2</sup>
  - ③ 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125号第1項に規定する高等課程に係るものに限る。）に在学する者（同項第2号）
  
- ①の教員性暴力等防止法第2条第2項に規定する児童生徒等とは、次のア及びイに掲げる者をいう。
  - ア 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
  - イ 18歳未満の者（アに該当する者を除く。）
  
- また、アの「学校」とは、次の（ア）及び（イ）に掲げるものをいう。
  - （ア） 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（学校教育法第1条）<sup>2</sup>
  - （イ） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項）<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）  
(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒  
二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

3～6 （略）

<sup>2</sup> 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。  
百五十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。  
二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。  
三 教育を受ける者が當時四十人以上であること。

百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

②～④ （略）

<sup>3</sup> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（抄）  
(定義)

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12 （略）

## 2. 児童対象性暴力等（法第2条第2項関係）

### （1）児童対象性暴力等

#### 法第2条第2項

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第二号に掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいう。

3～8 （略）

- 法に基づき対象事業者が防止すべき「児童対象性暴力等」とは、次の①及び②に掲げる行為をいう（法第2条第2項）。
  - ① 教員性暴力等防止法第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等<sup>4</sup>
  - ② 高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は専修学校（高等課程）に在学する者に対して行われる児童生徒性暴力等に相当する行為
- 教員性暴力等防止法第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」の定義及びその具体的な内容は次の表に掲げるとおり<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

三 刑法第百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。

四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせようとするること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを作ること（前各号に掲げるものを除く。）。

4～6 （略）

<sup>5</sup> 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定、令和5年7月13日改訂）

図表 1 児童生徒性暴力等の定義及びその具体的内容

児童生徒性暴力等の定義	具体的内容
<p>① 児童生徒等に性交等 (刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 177 条第 1 項に規定する性交等をいう。以下同じ。) をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること</p> <p>※ 児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法第 177 条の不同意性交等罪<sup>6</sup>に当たる行為</li> <li>・ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為<sup>7</sup></li> <li>・ いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等</li> </ul>
<p>② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること (①に掲げるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法第 176 条の不同意わいせつ罪<sup>6</sup>に当たる行為</li> <li>・ 児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為 (①の場合を除く。)</li> <li>・ いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為</li> </ul>

<sup>6</sup> 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) (抄)  
(不同意わいせつ)

第二百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。  
二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。  
三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。  
四 睡眠その他の意識が明晰でない状態にさせること又はその状態にあること。  
五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。  
六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕<sup>驚く</sup>させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。  
七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。  
八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者 (当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。) も、第一項と同様とする。  
(不同意性交等)

第二百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部 (陰茎を除く。) 若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの (以下この条及び第二百七十九条第二項において「性交等」という。) をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乘じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者 (当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。) も、第一項と同様とする。  
(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第二百八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者 (当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。) は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。  
二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。  
三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為 (第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。) を要求した者 (当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。) は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。  
二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部 (陰茎を除く。) 又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位 (性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。) を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

<sup>7</sup> 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) (抄)

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 (略)

六 児童に淫行をさせる行為

七～九 (略)

② (略)

児童生徒性暴力等の定義	具体的内容
<p>③ 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）第 5 条から第 8 条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第 2 条から第 6 条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑法第 182 条の罪に当たる行為：16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第 1 項）、面会（同条第 2 項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第 3 項。いわゆる自撮り要求等）<sup>6</sup></li> <li>・ 児童ポルノ法第 5 条から第 8 条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第 5 条）、児童買春勧誘（同法第 6 条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第 7 条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第 8 条）<sup>8</sup></li> <li>※ 児童買春（同法第 4 条）は明記されていないが、性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる<sup>8</sup>。</li> <li>・ 性的姿態撮影等処罰法第 2 条から第 6 条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第 2 条）、性的影像記録の提供等（同法第 3 条）及び当該行為をする目的での保管（同法第 4 条）、性的姿態等影像の送信（同法第 5 条）、及び記録（同法第 6 条）<sup>9</sup></li> </ul>

<sup>8</sup> 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）（抄）  
(定義)

第二条（略）

2 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一～二（略）

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。（児童ポルノ所持、提供等）

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。（児童買春等目的の人身売買等）

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

<sup>9</sup> 性的姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号）（抄）  
(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れる 것을認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

児童生徒性暴力等の定義	具体的内容
<p>④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをしてること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①から③までに掲げるものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位<sup>8</sup>をいう。）その他の身体の一部に触れること</li> <li>・ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮等の行為など</li> </ul> <p>※ ④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをしてすること」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・様様にとどまる限りにおいて児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。</p>
<p>⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをしてること（①から④までに掲げるものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）など</li> </ul>

※ 体液をかける行為や、いわゆるディープフェイクポルノ等に当たる行為であって、表中の行為に該当する場合は、児童対象性暴力等に該当する。

○ 法は、対象事業者に対して、対象業務従事者による児童等に対する性暴力等を防止するための安全確保措置等を義務付けている。この防止されるべき児童等に対する性暴力等については、教

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつ行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的映像記録提供等）

第三条 性的映像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する映像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあっては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複写したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的映像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（性的映像記録保管）

第四条 前条の行為をする目的で、性的映像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（性的姿態等映像送信）

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 正当な理由がないのに、送信されることの情報を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的映像記録に係るもの）を除く。次号及び第三号において同じ。）の映像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の映像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないと誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の映像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的映像記録に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）の映像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の映像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により映像送信をされた影像の映像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的姿態等映像記録）

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により映像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

員性暴力等防止法と考え方を同じくするため、同法に規定する児童生徒性暴力等の定義を基本としている。

- ただし、教員性暴力等防止法に規定する児童生徒性暴力等には、法における「児童等」に含まれる高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は専修学校（高等課程）に在学する者に対する性暴力等が含まれない。このため、法においては、安全確保措置等による防止の対象となる行為について、高等専門学校の第1学年から第3学年まで又は専修学校（高等課程）に在学する者に対する性暴力を含むものとして「児童対象性暴力等」として新たに定義している。

## (2) 不適切な行為

### ① 基本的な考え方

- 「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。
- 「不適切な行為」については、児童対象性暴力等に至らずとも、児童等の人としての尊厳を侵害し得るものという認識に立つことが重要である。また、外形上は「不適切な行為」に該当する行為も、状況によっては、問題のない場合もあり得る。しかし、対象業務従事者の意図・目的によつては、リスクのある行為であるとの認識に立つことが重要である。このため、「不適切な行為」が行われる中で、公私の区別が不明確になったり、児童等との適切な距離感が失われたりすることにより、児童対象性暴力等に至るリスクを念頭に置いて、「不適切な行為」を改め、児童対象性暴力等に至ってしまうことを未然に防止することが重要である。
- このため、対象事業者は、対象業務従事者による「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合には、法第6条等の「児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める」ときに該当するものとして、これらの規定に基づく防止措置を講じる必要がある。
- 「不適切な行為」に係る防止措置は、当該行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことが考えられる。一方、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合や、当該対象業務従事者の加害認識、児童等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて「重大な不適切な行為」が行われたと合理的に判断された場合には、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断された場合に準じ、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる（詳細は「VII. 安全確保措置（防止措置）」参照）。

### ② 「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例

- 「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次の表に掲げるとおり。
- ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、対象事業者、事業内容、対象となる児童等の発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意が必要である。
  - ア 児童等の発達段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中高生に対するものを同等に扱うことはできな

い（※）。一方、個々の児童等の発達段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得ること  
イ スポーツ、水泳、バレエ、ダンス等においては、児童等及び保護者<sup>10</sup>の理解を得た範囲で、  
身体接触を伴う指導があり得ること  
ウ 日常的に児童等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うこととはできないこと  
※ 1つの例示であり、児童等の特性、現場の状況を踏まえた判断が必要。

図表 2 「不適切な行為」の具体例

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う</li> <li>・ 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う</li> <li>・ 保護者の承諾がないまま、児童等の自宅で二人きりになる</li> <li>・ 児童等を自宅に招き、二人きりになる</li> <li>・ 不必要に、児童等を一人で車に乗せて、送迎を行う</li> </ul>
撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童等の写真・動画を撮影・管理する</li> <li>・ 業務上必要と考えられる範囲外で、児童等の写真や動画の撮影を行う</li> </ul>
密室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不必要に児童等と密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出すなど）</li> <li>・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する</li> </ul>
身体接触	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等に不必要的接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっているなど）</li> <li>・ 業務上必要でないのに児童等を膝に乗せる、おんぶするなど  ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。</li> <li>・ 業務上必要でないのに児童等にマッサージをする、児童等にマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定の児童等とだけ添い寝をする</li> <li>・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い</li> </ul>
排せつ介助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等の発達段階や特性から考えて、不必要的入浴及び排せつ介助を行おうとする</li> <li>・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する</li> <li>・ 児童等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している</li> </ul>

<sup>10</sup> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。

「不適切な行為」の類型	「不適切な行為」の具体例
	中で、わざわざ介助に入る <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特段の必要性がなく特定の児童等だけに排せつ介助を行おうとする</li> </ul>
更衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不必要に、更衣室や児童等が更衣中の部屋に入室する</li> <li>・ 不特定多数人の目がある中で児童等に更衣をさせる</li> </ul>
特別扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の児童等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする</li> <li>・ 児童等の容姿等を過度にほめる</li> <li>・ 特定の児童等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようと/orする</li> <li>・ 従事者が過度に肌を露出する（性的手なづけにつながる可能性<sup>11)</sup>）</li> </ul>

- 「重大な不適切な行為」については、対象業務従事者の加害認識、児童等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断されることとなるが、既に述べた「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

図表 3 「重大な不適切な行為」の具体例

「重大な不適切な行為」の類型	「重大な不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の意に反することを認識しながら、児童等の自宅等で二人きりになる</li> </ul>
身体接触	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる</li> <li>・ 執拗に児童等にマッサージをする</li> </ul> <p>※ いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る</p>

### ③ 各対象事業者における「不適切な行為」の決定及び周知

- 「不適切な行為」は、事業内容等に応じて、その範囲が異なり得るものであることから、対象業務従事者が正しくその範囲を理解し、「不適切な行為」を行わないようにするためには、各対象事業者において、業務上の必要性を踏まえて「不適切な行為」の内容を定めるとともに、適切な防止措置を図る観点から、服務規律等に適切に反映することが必要となる。
- 各対象事業者において「不適切な行為」を定めるに当たっては、必要に応じて専門家に相談するとともに、現場で業務を担う対象業務従事者とコミュニケーションを図り、対象業務従事

<sup>11</sup> 従事者が児童等の前で過度に肌を露出するという行為は、肌を露出することへの児童等の抵抗感や警戒心を徐々に低減させ、性暴力が起きやすい状況を生み出しえるため、「性的手なづけ」につながり得るものとして記載している。

者が過度に萎縮する事がないよう留意しつつ、事業の実態に即して決定することが必要である。また、文化・慣習に基づき行っている行為についても、児童等がどのように受け止めるのかという観点から、改めて見直すことが重要である。

- また、「不適切な行為」を定めた場合には、対象業務従事者に対して周知徹底を行うことが必要である。あわせて、「不適切な行為」に該当し得る行為が生じた・見かけた場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整えることや、どのような事案が「不適切な行為」に該当するか、日々のミーティング、研修等において議論し、対応を検討する中で、従事者の理解を深めること等も重要である。
- このような過程を通じて、事業内容等に応じた「不適切な行為」に関する議論が現場を中心に蓄積されていくことにより、現時点では十分に認識、指摘、指導等がなされていないような行為についても、「不適切な行為」としての共通認識が形成され、現場での認知や行動変容、ひいては児童対象性暴力等の防止につながっていくものと考えられる。
- 加えて、対象業務従事者だけでなく、児童等及び保護者に対しても、各対象事業者が定めた「不適切な行為」について十分に周知徹底を行い、理解を得て業務を行うことが必要である（児童等や保護者への教育・啓発等については「V. 2. (4) 児童等や保護者への教育・啓発」参照）。
- このような取組を通じて、対象事業者、対象業務従事者、児童等及び保護者が、相互に気を付けることにより、「不適切な行為」が行われない環境を実現することが重要である。

#### ④ 「不適切な行為」に関する留意点

- 「不適切な行為」が行われないようにするために、日々の業務の中で、必要に応じて、次のアからオまでのようないくつかの対応を講じることが考えられる。
  - ア 業務は、可能な限り閉鎖環境ではない場所（対象業務従事者と児童等が一対一になることがないような場所）で行うことや、私的なやりとりは厳に慎むことを、対象業務従事者に呼び掛け、実践すること。
  - イ 身体接触を伴う行為を業務上行う必要がある場合（未就学児等との信頼関係を築くための触れ合い、障害児等への介助、スポーツにおける指導等）には、児童等・保護者に対して、あらかじめ事業者内で「不適切な行為」として定めている範囲について説明し、共通認識を形成しておくこと。また、年齢の高い児童等に対する身体接触が必要な場合については、児童等にその都度、「ここ触るよ」と伝えることや、スポーツ指導等において、あらかじめ個別契約等があるような場合には、その書面で身体接触の有無・範囲について合意をしておくなどの工夫も考えられる。

ウ 児童等から身体接触を伴う行為を求めてきたとき、愛着に課題がある児童等などの場合には、それを無下に断ることが適切ではない場面も想定される。このため、例えば、学齢期の児童等が膝に乗ってきた場合には、「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と言いながら、隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感を提供することを試みることや、膝に乗せる場合であっても、他の児童等や職員等から見える方向を向くなど、その場に応じた工夫を行うこと。また、児童等が特別なスキンシップを必要としていると思われる場合には、児童等の発達段階や特性を踏まえて保護者<sup>12</sup>に事前に相談するなど、児童対象性暴力等の疑いが起こらないような工夫をすること。

エ 緊急的・一時的に、外形的には「不適切な行為」に該当し得る行為を業務上行うことが必要となった場合（事故等により、急遽児童等の送迎が必要となったときなど）にも、対象業務従事者と児童等が一対一であるなど、「不適切な行為」が行われたとの疑念が持たれかねないときには、事前・事後に、その経過を組織内で共有するなど、児童対象性暴力等につながらないための歯止めをかけるルールを定めて運用すること。

オ 業務上の必要性から SNS やメールを用いて児童等とのやりとりを行っている場合は、可能な限り一対一とならないようにし、第三者が適正か否かを確認できる状況にすること（例えば、SNS のチャットグループを部活動等の連絡手段として利用している場合には、保護者や他の職員等も宛先に入れるなどの工夫が考えられる。また、個人的な悩みの相談が SNS やメールで個別に寄せられた場合には、①上司等に個別の相談を受けている旨を必ず報告する、②私的な端末でのやり取りをせず、秘密は守りつつもトラブル防止の観点からこうした対応が必要なことを、児童等に説明するなどの工夫が考えられる。）。

○ また、「不適切な行為」を行ったとされた者が直ちに大きな不利益を受けるような運用がされると、対象業務従事者を過度に萎縮させるおそれがある。このため、初回かつ比較的軽微な「不適切な行為」の疑いが生じた場合、当該行為自体については、対象業務従事者に対する適切な指導等を行いつつも、その行為を責めるのではなく、そうした行為に至った理由を聴き取り、未然防止の観点から早期に対処する必要性を丁寧に説明するとともに、「不適切な行為」に該当し得る行為が生じたことを職場内の議論のきっかけとし、各対象事業者内における「不適切な行為」の共通認識の形成につなげることが重要である。

---

<sup>12</sup> 児童養護施設に入所する児童等の場合は、状況によっては、保護者以外に児童等と密接な関わりを持つ職員を含む。

### 3. 特定性犯罪（法第2条第7項及び第8項、附則第2条及び第3条関係）

#### （1）特定性犯罪（法第2条第7項、附則第2条関係）

##### 法第2条第7項

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 （略）

##### 法附則第2条

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十二条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
  - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三

条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十二条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

## 令第2条

（特定性犯罪に該当する条例で定める罪）

第二条 法第二条第七項第六号の政令で定める罪は、次に掲げる条例で定める罪であつて、同号から二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとする。

- 一 北海道青少年健全育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号）
- 二 北海道迷惑行為防止条例（昭和四十年北海道条例第三十四号）
- 三 青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年青森県条例第三十四号）
- 四 青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年青森県条例第五号）
- 五 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和五十四年岩手県条例第三十五号）
- 六 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十一年岩手県条例第七十八号）
- 七 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）
- 八 迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）
- 九 秋田県迷惑行為防止条例（昭和三十九年秋田県条例第七十六号）
- 十 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）
- 十一 山形県青少年健全育成条例（昭和五十四年山形県条例第十三号）
- 十二 山形県迷惑行為防止条例（平成二十四年山形県条例第四十七号）
- 十三 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）
- 十四 福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第百九十号）
- 十五 茨城県迷惑行為防止条例（平成十三年茨城県条例第三十四号）
- 十六 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成二十一年茨城県条例第三十五号）
- 十七 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成十四年栃木県条例第六十二号）
- 十八 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）
- 十九 群馬県迷惑行為防止条例（昭和三十八年群馬県条例第四十一号）
- 二十 群馬県青少年健全育成条例（平成十九年群馬県条例第十九号）
- 二十一 埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）
- 二十二 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）
- 二十三 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）
- 二十四 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）
- 二十五 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）
- 二十六 東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）

- 二十七 神奈川県青少年保護育成条例（昭和三十年神奈川県条例第一号）
- 二十八 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和三十八年神奈川県条例第二十六号）
- 二十九 新潟県青少年健全育成条例（昭和五十二年新潟県条例第六号）
- 三十 新潟県迷惑行為等防止条例（平成十二年新潟県条例第五十二号）
- 三十一 富山県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年富山県条例第十七号）
- 三十二 富山県青少年健全育成条例（昭和五十二年富山県条例第四号）
- 三十三 石川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年石川県条例第九号）
- 三十四 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）
- 三十五 福井県迷惑行為等の防止に関する条例（昭和三十八年福井県条例第十三号）
- 三十六 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）
- 三十七 山梨県迷惑行為防止条例（昭和三十八年山梨県条例第四十四号）
- 三十八 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）
- 三十九 長野県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年長野県条例第八十六号）
- 四十 長野県子どもを性被害から守るための条例（平成二十八年長野県条例第三十一号）
- 四十一 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）
- 四十二 岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）
- 四十三 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和三十六年静岡県条例第五十五号）
- 四十四 静岡県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年静岡県条例第四十六号）
- 四十五 愛知県青少年保護育成条例（昭和三十六年愛知県条例第十三号）
- 四十六 愛知県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛知県条例第四号）
- 四十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）
- 四十八 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）
- 四十九 滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年滋賀県条例第三十六号）
- 五十 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十二年滋賀県条例第四十号）
- 五十一 青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十六年京都府条例第二号）
- 五十二 京都府迷惑行為等防止条例（平成十三年京都府条例第十七号）
- 五十三 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年大阪府条例第四十四号）
- 五十四 大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）
- 五十五 青少年愛護条例（昭和三十八年兵庫県条例第十七号）
- 五十六 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年兵庫県条例第六十六号）
- 五十七 奈良県迷惑行為防止条例（昭和三十九年奈良県条例第五号）
- 五十八 奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年奈良県条例第十三号）
- 五十九 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年和歌山県

条例第二十八号)

六十 和歌山県青少年健全育成条例（昭和五十三年和歌山県条例第三十六号）

六十一 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年鳥取県条例第二十二号）

六十二 鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年鳥取県条例第三十四号）

六十三 島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）

六十四 島根県迷惑行為防止条例（平成十九年島根県条例第四十一号）

六十五 岡山県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岡山県条例第四十号）

六十六 岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）

六十七 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十五号）

六十八 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）

六十九 山口県青少年健全育成条例（昭和三十二年山口県条例第三十七号）

七十 山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）

七十一 徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）

七十二 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）

七十三 香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）

七十四 香川県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年香川県条例第五十号）

七十五 愛媛県迷惑行為防止条例（昭和三十八年愛媛県条例第三十五号）

七十六 愛媛県青少年保護条例（昭和四十二年愛媛県条例第二十号）

七十七 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年高知県条例第二十五号）

七十八 高知県青少年保護育成条例（昭和五十二年高知県条例第三十二号）

七十九 福岡県迷惑行為防止条例（昭和三十九年福岡県条例第六十八号）

八十 福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）

八十一 佐賀県迷惑行為防止条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十四号）

八十二 佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）

八十三 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和三十八年長崎県条例第五十九号）

八十四 長崎県少年保護育成条例（昭和五十三年長崎県条例第十七号）

八十五 熊本県迷惑行為等防止条例（昭和三十九年熊本県条例第五十八号）

八十六 熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）

八十七 大分県迷惑行為防止条例（昭和四十年大分県条例第四十七号）

八十八 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）

八十九 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和五十二年宮崎県条例第二十七号）

九十 宮崎県迷惑行為防止条例（平成十一年宮崎県条例第七十四号）

九十一 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和三十六年鹿児島県条例第六十五号）

九十二 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成十一年鹿児島県条例第四十二

号)

九十三 沖縄県青少年保護育成条例（昭和四十七年沖縄県条例第十一号）

九十四 沖縄県迷惑行為防止条例（昭和五十年沖縄県条例第九号）

2・3 (略)

## 令附則第2項

(条例で定められていた罪についての法の適用関係)

2 法第二条第七項（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして法の施行前に第二条第一項各号に掲げる条例で定められていた罪（法の施行の際現に当該条例で定められている罪を除く。）及び次に掲げる条例で定められていた罪は、法第二条第七項第六号に掲げる罪とみなす。

一 山形県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和四十六年山形県条例第三十四号）

二 茨城県青少年の健全育成等に関する条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（昭和三十七年茨城県条例第六十号）

三 栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）による改正前の栃木県青少年健全育成条例（昭和五十一年栃木県条例第三十九号）

四 群馬県青少年健全育成条例による改正前の群馬県青少年保護育成条例（昭和三十六年群馬県条例第二十八号）

五 いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（昭和五十三年石川県条例第三十六号）

六 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年島根県条例第三十四号）

○ 犯罪事実確認の対象となる「特定性犯罪」は、児童対象性暴力等に相当するものとして、次の①から⑥までに掲げる罪をいう。

① 刑法第176条（不同意わいせつ）、第177条（不同意性交等）、第179条及び第180条（監護者わいせつ及び監護者性交等並びにその未遂罪）、第181条（不同意わいせつ等致死傷）、第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）及び第241条第1項若しくは第3項又は第243条（同項の罪に係る部分に限る。強盗・不同意性交等及び同致死の罪並びにその未遂罪）の罪（法第2条第7項第1号）<sup>6, 13</sup>

<sup>13</sup> 刑法（明治40年法律第45号）（抄）

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乘じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。（未遂罪）

第百八十条 第百七十六条、第百七十七条及び前条の罪の未遂は、罰する。

（不同意わいせつ等致死傷）

第百八十二条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

② 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）第 4 条（刑法第 241 条第 1 項の罪を犯す行為に係るものに限る。常習特殊強盗・不同意性交等）の罪（同項第 2 号）<sup>14</sup>

③ 児童福祉法第 60 条第 1 項（児童淫行）の罪（同項第 3 号）<sup>15</sup>

④ 児童ポルノ法第 4 条（児童買春）、第 5 条（児童買春周旋）、第 6 条（児童買春勧誘）、第 7 条（児童ポルノ所持、提供等）及び第 8 条（児童買春等目的の人身売買等）の罪（同項第 4 号）<sup>16</sup>

（強盗・不同意性交等及び同致死）

第二百四十五条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2（略）

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（未遂罪）

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで、第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十二条第三項の罪の未遂は、罰する。

<sup>14</sup> 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）（抄）

第四条 常習トシテ刑法第二百四十条ノ罪（人ヲ傷シタルトキニ限ル）又ハ第二百四十二条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

<sup>15</sup> 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

②～⑤（略）

<sup>16</sup> 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）（抄）  
（定義）

第二条（略）

2（略）  
3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一～二（略）

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀でん部又は胸部をいう。）が露出され  
又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの  
(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

（児童ポルノ所持、提供等）

第七条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

5 前二項に規定するもののほか、ひそかに第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第二項と同様とする。

6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第六項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。  
(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

⑤ 性的姿態撮影等処罰法第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）及び第6条（性的姿態等影像記録）の罪（同項第5号）<sup>17</sup>

⑥ 都道府県の条例で定める罪であつて、次のアからエまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの（同項第6号）

ア みだりに人の身体の一部に接触する行為

イ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ウ みだりに卑わいな言動をする行為（ア又はイに掲げるものを除く。）

エ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

<sup>17</sup> 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）（抄）（性的姿態等撮影）

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れるることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うするこ<sup>ト</sup>とが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的影像記録提供等）

第三条 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあっては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複写したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（性的影像記録保管）

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（性的姿態等影像送信）

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 正当な理由がないのに、送信されることの情報を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るもの）を除く。次号及び第三号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為

二 刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うするこ<sup>ト</sup>とが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないと誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るもの）を除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六条及び第百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的姿態等影像記録）

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

- ⑥の都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものは、次の（ア）及び（イ）に掲げる罪をいう（令第2条第1項）。該当する条例の改廃については、都道府県及び都道府県警察に定期的に報告を求め、政令に反映することとしている。
  - (ア) 各都道府県の迷惑防止条例における⑥アからウまでに関する行為を罰する罪
  - (イ) 各都道府県の青少年健全育成条例における⑥エに関する行為を罰する罪
- なお、法第2条第7項の特定性犯罪の定義規定は、刑法等の条項を引用して罪を特定しているところ、刑法等の改正により次に掲げる変更が生じたものがある。
  - ・ 規定が削除されたことなどにより、現行の法律には条項がないもの
  - ・ 条項が変わったことにより、現行の法律の条項を引用した場合には改正前のものが指示示せなくなったもの
  - ・ 同じ条項であるが構成要件が変わったもの
- これらの規定により処罰された者も、法附則第2条により、犯罪事実確認の対象となる。具体的に対象となる罪は次の（一）から（三）までに掲げるとおり。
  - (一) 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号。以下「刑法一部改正法」という。）による改正により削除された改正前の刑法第178条の2（集団強姦等）及び第181条第3項（集団強姦致死傷）並びに当該改正により条項が変わった改正前の刑法第241条（強盗強姦及び同致死）の罪又はこれらの罪の未遂罪（法附則第2条第1項第1号）
  - (二) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）による改正により構成要件が変更された改正前の刑法第176条（強制わいせつ）及び第177条（強制性交等）並びに当該改正により削除された第178条（準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪又はこれらの罪の未遂罪（同項第2号）
  - (三) 刑法一部改正法による改正により構成要件が変更された改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条の罪（法附則第2条第2項）
- また、次のi又はiiに掲げる条例で定められていた罪により処罰された者も、令附則第2項により、犯罪事実確認の対象となる。
  - i 法第2条第7項第6号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして、法の施行前に令第2条第1項各号に掲げる条例で定められていた罪（法の施行の際現に当該条例で定められている罪を除く。）
    - ii 次の（i）から（vi）までに掲げる条例で定められていた罪
      - (i) 山形県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和46年山形県条例第34号）
      - (ii) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例による改正前の茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）
      - (iii) 栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）による改正前の栃木県青少年健全育成条例（昭和51年栃木県条例第39号）

- (iv) 群馬県青少年健全育成条例による改正前の群馬県青少年保護育成条例（昭和 36 年群馬県条例第 28 号）
- (v) いしかわ子ども総合条例附則第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の石川県青少年健全育成条例（昭和 53 年石川県条例第 36 号）
- (vi) 島根県迷惑行為防止条例による改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 38 年島根県条例第 34 号）

## (2) 特定性犯罪事実該当者（法第2条第8項、附則第3条関係）

### 法第2条第7項

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

### 法附則第3条

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

- 過去に特定性犯罪を行った事実がある「特定性犯罪事実該当者」は、該当する年数及び起算点に応じて次の①から③までに掲げる3つの類型に区分される。
  - ① 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。以下「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの（法第2条第8項第1号）
  - ② 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの（同項第2号）
  - ③ 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの（同項第3号）
- ①の「拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者」又は③の「罰金を言い渡す裁判が確定した者」について、法第2条第8項各号に定める期間は、刑法第34条の2（刑の消滅）において規定する期間又は執行猶予期間を超えるものであるため、当該期間が経過して刑の言渡しの効力を失った者に

ついても、特定性犯罪事実該当者か否かを確認できるよう、対象となる者を「拘禁刑（罰金）を言い渡す裁判が確定した者」と規定している<sup>18</sup>。

- ①及び③の「刑の執行を受けることがなくなった」とは、刑の執行が免除された者のほか、大赦や特赦（恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）第 2 条から第 5 条まで）を受けた者をいう。刑の執行が免除される者としては、刑の時効（刑法第 31 条）が完成したものや、恩赦法による刑の執行の免除を受けたもの（恩赦法第 8 条）のほか、外国において確定裁判を受けたものであって、既に外国において言い渡された刑の執行を受けたことを考慮して刑の執行が免除されるような場合（刑法第 5 条）がある<sup>18 19</sup>。
- これら刑の執行を受けることがなくなった者については、いずれも法律上の効果として刑の執行を受けることがなくなった点において刑の執行を受け終わった者と同じであるため、刑の執行を受け終わった者と同じ扱いとなる。
- なお、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役及び禁錮の刑が拘禁刑に改められているが、その施行前に確定した懲役の言渡しの裁判についても、法附則第 3 条により、法第 2 条第 8 項（第 1 号及び第 2 号の規定に係る部分に限る。）の拘禁刑の言渡しの裁判に含まれる。

<sup>18</sup> 刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）  
(外国判決の効力)

第五条 外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。

(刑の時効)

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。  
(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

<sup>19</sup> 恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）（抄）

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定のある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。  
二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡しを受けた特定の者に対してこれを行う。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

### III. 対象事業・対象業務

#### 1. 学校設置者等（法第2条第3項関係）

##### 法第2条第3項

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

イ 学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く。次項第一号において同じ。）

ロ 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）

ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ニ及び次項第四号並びに第十二条第四号において「認定こども園法」という。）

第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項第三号において「幼保連携型認定こども園」という。）

二 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設

ホ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所（次項第五号において「児童相談所」という。）

ヘ 児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（次項第六号において「指定障害児入所施設等」という。）

ト 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（次項第七号において「乳児院」という。）

チ 児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設（次項第八号において「母子生活支援施設」という。）

リ 児童福祉法第三十九条に規定する保育所（次項第九号において「保育所」という。）

ヌ 児童福祉法第四十条に規定する児童館（次項第十号において「児童館」という。）

ル 児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設（次項第十一号において「児童養護施設」という。）

ヲ 児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設を除く。次項第十二号において「障害児入所施設」という。）

ワ 児童福祉法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（次項第十三号において「児童心理治療施設」という。）

カ 児童福祉法第四十四条に規定する児童自立支援施設（次項第十四号において「児童自立支援施設」という。）

二 次に掲げる事業（以下「児童福祉事業」という。）を行う者

イ 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業であつて、同法第二十一条

の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの（次項第十五号及び第五項第四号から第七号までにおいて「指定障害児通所支援事業」という。）

ロ 児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業（次項第十六号において「乳児等通園支援事業」という。）

ハ 児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（次項第十七号において「家庭的保育事業等」という。）

三 児童福祉法第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者（次項第十八号において「登録一時保護委託者」という。）

4～8 （略）

○ 児童等に対して教育、保育等を提供する事業においては、

- ・ 従事者が児童等に指導を行う場において従事しており、支配的、優越的立場に立つこと
- ・ 従事者が児童等に対して継続的に密接な人間関係を持つこと
- ・ 自らの意思に基づく行動により被害から逃れることができない児童等を、保護者等の監視が届かない状況の下で預かり、教育、保育等をすること

等により、児童等と特別な社会的接触の関係を持つことから、児童等に対する性暴力の発生に特別の注意を払うことが求められる。

○ このため、法の対象としては、

- ・ 児童等に対する教育、保育等を提供する施設の代表的なものである、学校、児童福祉施設等を中心としつつ、
- ・ 学校、児童福祉施設等において、またはそれらの施設と同様の施設を設けて教育、保育等を提供することを目的とする事業
- ・ このほか、教育、保育等を極めて支配性・閉鎖性の強い様態で継続的に提供する事業を対象としている。

○ 対象となる施設・事業のうち、法第2条第3項においては、法律に基づく認可等を受けて児童等に対して教育、保育等を提供する事業者を「学校設置者等」と定義し、法に基づく安全確保措置等を義務として実施すべきものとして位置づけている。これは、

- ・ 法律に基づく認可等の対象となっているものについては、国で定める一定の基準を踏まえた適正な実施を行うことを条件として、施設の設置や事業の実施が認められているものであり、対象となる事業者の範囲が明確かつ問題が生じた場合の監督等の仕組みが整っていること
- ・ 義務教育段階の学校、行政措置によって入所等が決まる施設等は、就学指定や措置という一方的な行政処分によって受け入れ先が決定され、安全確保措置等が講じられていない施設・事業を、児童等の側の選択によって避けることができないこと

によるものである。具体的な対象施設・事業は、次の表に掲げるとおり。

図表 4 学校設置者等となる対象施設・事業

分類	施設・事業
学校教育法 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（法第2条第3項第1号イ）</li> <li>・ 専修学校（高等課程）（同号ロ）</li> </ul>
認定こども園 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園（同号ハ）</li> <li>・ 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（同号ニ）</li> </ul>
児童福祉法 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所（一時保護施設を含む。）（同号ホ）</li> <li>・ 指定障害児入所施設等（同号ヘ）</li> <li>・ 乳児院（同号ト）</li> <li>・ 母子生活支援施設（同号チ）</li> <li>・ 保育所（同号リ）</li> <li>・ 児童館（同号ヌ）</li> <li>・ 児童養護施設（同号ル）</li> <li>・ 指定障害児入所施設以外の障害児入所施設（同号ヲ）</li> <li>・ 児童心理治療施設（同号ワ）</li> <li>・ 児童自立支援施設（同号カ）</li> <li>・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）（法第2条第3項第2号イ）</li> <li>・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（同号ロ）</li> <li>・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（同号ハ）</li> <li>・ 登録一時保護委託者（法第2条第3項第3号）</li> </ul>

## 2. 教員等（法第2条第4項関係）

### 法第2条第4項

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「教員等」とは、次に掲げるものをいう。

一 学校教育法第一条に規定する学校の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 校長、園長、副校長、副園長及び教頭

ロ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

二 前項第一号ロに規定する専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの

イ 園長、副園長及び教頭

ロ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭

ハ ロに掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるもの

四 前項第一号ニに掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子ども（認定こども園法第二条第一項に規定する子どもをいう。）の教育又は保育に関する業務を行うもの

五 児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童（児童福祉法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の指導又は一時保護に関する業務を行うもの

六 指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの

七 乳児院の長及び乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児の養育に関する業務を行うもの

八 母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの

九 保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十 児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの

十一 児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの

十二 障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四十二条各号に定める支援に関する業務を行うもの

十三 児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの

十四 児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの

十五 指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であって次のイからニまでに掲げるもののうち当該イからニまでに定めるもの

イ 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援（次項第四号において「児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者

ロ 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービス（次項第五号において「放課後等デイサービス」という。）に従事する者 障害児に対する同条第三項の便宜の供与に関する業務を行う者

ハ 児童福祉法第六条の二の二第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援（次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者

ニ 児童福祉法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援（次項第七号において「保育所等訪問支援」という。）に従事する者 障害児に対する同条第五項の便宜の供与に関する業務を行う者

十六 乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの

十七 家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十八 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号において「登録一時保護委託施設」という。）の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者

5～8 (略)

### 規則第1条から第3条まで

(法第二条第四項第一号ハの内閣府令で定める職員)

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第二条第四項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十条第一項に規定する助手及び同条第二項に規定する技術職員

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の三（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定するスクールカウンセラー

三 学校教育法施行規則第六十五条の六（同令第三十九条、第七十九条、第七十九条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に

規定する特別支援教育支援員

四 学校教育法施行規則第七十八条の二（同令第七十九条の八第二項、第百四条第一項、第百十三条第一項並びに第百三十五条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）に規定する部活動指導員

五 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第六条第一項に規定する学校司書

六 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第七条第二項に規定する指導補助者

七 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条に規定する者及びこれに類する者（学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校の職員であるものに限る。）のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等（法第二条第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。）に接するもの（前各号に掲げる者を除く。）  
(法第二条第四項第二号の内閣府令で定める職員)

第二条 法第二条第四項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 学校教育法施行規則第百八十五条に規定する助手

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十一条に規定する者に類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するもの（前号に掲げる者を除く。）  
(法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定める職員)

第三条 法第二条第四項第三号ハの内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）

第三条の三に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とする。

- 法第2条第4項においては、学校設置者等における犯罪事実確認等の対象となる従事者について、「教員等」と定義している。教員等は、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 5 対象職種における3要件の具体的解釈

3要件	具体的解釈
支配性	<ul style="list-style-type: none"><li>業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること</li><li>また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人と子どもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること</li></ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること</li></ul>

3要件	具体的解釈
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断し得ること</li> </ul>
閉鎖性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること</li> <li>一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること</li> </ul> <p>※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）</p>

- 当該解釈を踏まえ、「教員等」の範囲をできる限り明確化するため、学校設置者等の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）及び（イ）のとおり分類し、①及び②の表に例示する。
  - （ア）職種全体が対象になるもの
  - （イ）職種の一部が対象になり得るもの

※（イ）のうち、対象となる具体例、対象とならない具体例については②の表を参照。
- なお、①及び②の表に例示する従事者は、各地方公共団体等において、個別に異なる名称で任用している場合がある点に留意が必要である。

## ① 学校設置者等の類型ごとの主な職種の分類

### ア 学校教育法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校长・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	—
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校长、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員+寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校 (高等課程)	校長、教員、助手	医師

## イ 認定こども園関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
認定こども園	幼保連携型 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、保育補助者（児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者。以下同じ。）、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	保育所型 保育所で対象となっている職種+幼稚園教諭、教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	幼稚園型 幼稚園で対象となっている職種+保育士、保育補助者	学校医、送迎バス等の運転手、その他職員
	地方裁量型 施設の長、幼稚園教諭、保育士、保育補助者	送迎バス等の運転手、その他職員

※ 保育士には地域限定保育士、国家戦略特区限定保育士を含む（以下同じ。）。

## ウ 児童福祉法関係

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
児童相談所	所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、24時間・365日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指	次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、権利擁護推進員、その他職員

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
	導員、栄養士、学習指導協力員、障害等援助協力員、トラブル対応協力員、専門的ケア対応協力員、一時保護委託付添協力員、夜間対応協力員、外国人対応協力員、心理的支援訪問員	
指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関の長＋医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種	その他職員
乳児院	乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
母子生活支援施設	施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士	嘱託医、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
保育所	保育所の長、保育士、保育補助者	嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、送迎バス等の運転手、その他職員
児童館	児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者	送迎バス等の運転手、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者、その他職員
児童養護施設	施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員	嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
医療型障害児入所施設	施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	送迎バス等の運転手、その他職員
児童心理治療施設	施設の長、医師、心理療法担当職員、児童	家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る	
	指導員、保育士、看護師、個別対応職員、栄養士	送迎バス等の運転手、その他職員	
登録一時保護委託者	登録一時保護委託施設の管理者、一時保護の業務に従事するもの	その他職員	
児童自立支援施設	施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員	
乳児等通園支援事業	事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)	送迎バス等の運転手、その他職員	
家庭的保育事業	事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	
小規模保育事業	事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(保育従事者)、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	
居宅訪問型保育事業	事業所の管理者、家庭的保育者	—	
事業所内保育事業	事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員	
指定障害児通所支援	児童発達支援	事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、保育士、栄養士、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	放課後 デイサービス	事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、送迎バス等の運転手、その他職員
	居宅訪問型 児童発達支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員
	保育所等	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支	その他職員

施設	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
訪問支援	援管理責任者、指導員等	

## ② 職種の一部が対象となり得るもの的具体例

- 学校設置者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るものうち、いずれの者が教員等に該当するかについて、各学校設置者等がその実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。
- 3要件に基づき、主な職種における業務の具体例と考え方は次の表に掲げるとおり。

図表 6 主な職種における業務の具体例と考え方

職種	区分	具体的な業務内容	考え方
事務職員	対象	事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と保育士等が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者	業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
バス運転手等	対象	日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。
調理員	対象	業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者	①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	調理業務のみを行い、児童等との接触が想定されない者	児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
スクールソーシャルワーカー	対象	他の職員が同席しない児童等との面	①個別面談による児童等との密接な

職種	区分	具体的な業務内容	考え方
カ一		談を日常的な業務として行っている者	接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	教職員、保護者、地方公共団体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は例外的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者	①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②例外的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
医師/嘱託医	対象	施設内の診察室等で、年に複数回個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定される者	①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	年一回の定期の健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者	①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
看護師等	対象	日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者	①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者	①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
スクールガード・スクールガードリーダー	対象	日常的に見守り活動を継続的に行い、かつ学校における交通安全教室等において直接児童等に対して指導を行うとともに、人通りの少ない場所など周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接する機会が想定される者	①交通安全に関する指導による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の目がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童生徒を見守るにとどまり、直接指導等を行うことが想定されず、交通量や人通りが一定ある場所で活動することが想定され、周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接することが想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。

### 3. 民間教育保育等事業者（法第2条第5項関係）

#### 法第2条第5項

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「民間教育保育等事業者」とは、次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいう。

- 一 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する一般課程に係るものに限る。）又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものにおける学校教育法第五十条に規定する高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの
- 三 学校等における教育及び前二号に掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの（次項第三号において「民間教育事業」という。）
  - イ 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。
  - ロ 児童等に対して対面による指導を行うものであること。
  - ハ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。
- ニ 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、児童対象性暴力等を防止し及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を保護するための措置を講ずるために必要な人数その他の事情を勘案して政令で定める人数以上であること。
- 四 児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第四号において「児童発達支援事業」という。）
- 五 放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第五号において「放課後等デイサービス事業」という。）
- 六 居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第六号において「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）
- 七 保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。次項第七号において「保育所等訪問支援事業」という。）
- 八 児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（次項第八号において「児童自立生活援助事業」という。）
- 九 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で学校教育法第二十九条に規定する小学校、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の内閣府令で定める施設において行われるもの（次項第九号において「放課後児童健全育成事業等」という。）
- 十 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業（次項第十号において「子育て短

期支援事業」という。)

十一 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（次項第十一号において「一時預かり事業」という。）

十二 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次項第十二号において「小規模住居型児童養育事業」という。）

十三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（次項第十三号において「病児保育事業」という。）

十四 児童福祉法第六条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（次項第十四号において「意見表明等支援事業」という。）

十五 児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（次項第十五号において「妊産婦等生活援助事業」という。）

十六 児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業（次項第十六号において「児童育成支援拠点事業」という。）

十七 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業（次項第十七号において「認可外保育事業」という。）

十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この号及び次項第十八号において「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護、同条第八項に規定する短期入所又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援を行うものに限る。同号において「指定障害福祉サービス事業」という。）

6～8（略）

## 令第1条

（民間教育事業に係る従事者の人数の要件）

第一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項第三号ニの政令で定める人数は、三人とする。

## 規則第4条及び第5条

（法第二条第五項第二号の内閣府令で定める事業）

第四条 法第二条第五項第二号の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を行う事業
- 二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する普通課程の普通職業訓練（十八歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）を行う事業
- 三 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊高等

工科学校における自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を行う事業

（法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設）

第五条 法第二条第五項第九号の内閣府令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法第二十九条に規定する小学校その他の学校施設
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館その他の社会教育施設
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設五社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの
- 五 社会教育法第五条第二項に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であって、前各号に掲げる施設に類するもの

### （1）対象となる施設・事業の考え方

- 児童等に対して教育、保育等を提供する事業においては、
  - ・ 従事者が児童等に指導を行う場において従事しており、支配的、優越的立場に立つこと
  - ・ 従事者が児童等に対して継続的に密接な人間関係を持つこと
  - ・ 自らの意思に基づく行動により被害から逃れることができない児童等を保護者等の監視が届かない状況の下で預かり、教育、保育等をすること等により、児童等と特別な社会的接触の関係を持つことから、児童等に対する性暴力の発生に特別の注意を払うことが求められる（再掲）。
- このため、法の対象としては、
  - ・ 児童等に対する教育、保育等を提供する施設の代表的なものである、学校、児童福祉施設等を中心としつつ、
  - ・ 学校、児童福祉施設等において、またはそれらの施設と同様の施設を設けて教育、保育等を提供することを目的とする事業
  - ・ このほか、教育、保育等を極めて支配性・閉鎖性の強い様態で継続的に提供する事業を対象としている（再掲）。
- 対象となる施設・事業のうち、法第2条第5項においては、学校設置者等以外の、各種学校等、児童福祉法上の届出事業や、現在全く業規制がない分野であって行政が事前に事業の範囲を把握しきれないもの等を「民間教育保育等事業者」と定義している。
- 民間教育保育等事業者は、安全確保措置を実施する義務の対象となる学校設置者等が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして、こども家庭庁が認定することで「認定事業者等」となり（「IV. 認定等」参照）、学校設置者等と同様の義務が課されることになる。民間教育保育等事業者となる具体的な対象事業は、次の表に掲げるとおり。

図表 7 民間教育保育等事業者となる対象事業

分類	事業
教育関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号）</li> <li>・ 高等課程類似教育事業（同項第2号、規則第4条） <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき独立行政法人海技教育機構が実施する海技士教育科海技課程（本科）</li> <li>－ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）に基づき実施する普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る）</li> <li>－ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき設置される陸上自衛隊高等工科学校における教育課程</li> </ul> </li> <li>・ 民間教育事業（同項第3号、令第1条）</li> </ul>
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業）（同項第4号から第7号まで）</li> <li>・ 児童自立生活援助事業（同項第8号）</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業等（同項第9号、規則第5条）</li> <li>・ 子育て短期支援事業（同項第10号）</li> <li>・ 一時預かり事業（同項第11号）</li> <li>・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（同項第12号）</li> <li>・ 病児保育事業（同項第13号）</li> <li>・ 意見表明等支援事業（同項第14号）</li> <li>・ 妊産婦等生活援助事業（同項第15号）</li> <li>・ 児童育成支援拠点事業（同項第16号）</li> <li>・ 認可外保育事業（同項第17号）</li> </ul>
障害福祉サービス関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）（同項第18号）</li> </ul>

- 児童福祉法等に基づく事業であっても、専ら保護者がいる環境で教育、保育等を提供するものや、各種支援を行う拠点（場所）の提供を主な目的とするもの、当事者同士の交流を主な目的とするものなどについては対象としていない。
- 例えば、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、地域において子どもの預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（提供会員）をマッチングした上で、当事者間の契約により、子どもの預かりが行われるものであり、子どもに教育、保育等を提供する事業ではなく、あくまでも会員間の連絡調整、マッチング等を行うものであるため、対象としていない。
- また、里親については、教育、保育等の役務を提供する事業者に当たらず、個人として委託児童の保護者となり、その自宅で児童を養育するものであるため、対象としていない（※）。

※ 里親になるに当たっては、児童福祉法に基づき、刑罰に処せられた者だけではなく、児童虐待その他の児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者は欠格事由とされている。里親委託までには各種研修・面談を要し、委託後も児童相談所と定期的な面談等を行い、場合によっては委託解除を行うなど、児童の安全を確保する措置がとられている。家庭内における不適切な行為があった場合は、児童福祉法第2章第7節に規定する被措置児童等虐待対応の枠組みのか、実親と同様、児童虐待防止の枠組みでの対応がなされる。

## (2) 民間教育保育等事業に該当する具体的事業

○ 民間教育保育等事業者のうち、次の①から⑤までに掲げる事業等については、特に様々な形態が想定されるため、その具体例や取扱いを順次示す。

- ① 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号）
- ② 民間教育事業（同項第3号、令第1条）
- ③ 放課後児童健全育成事業に類する事業（同項第9号、規則第5条）
- ④ 認可外保育事業（同項第17号）に該当するベビーシッターのマッチングサイト運営者等
- ⑤ 障害児に対する指定障害福祉サービス事業（同項第18号）

### ① 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業（法第2条第5項第1号）

○ 学校教育法第1条に規定する学校であって、児童等を専ら対象としているものは、幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校である。

○ このことを踏まえ、法第2条第5項第1号に定める専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業は、専修学校（一般課程）・各種学校が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業とする。具体的には次の（ア）から（エ）までに掲げるとおり。

- （ア）次の（一）から（三）までに掲げる教育施設の指定を受けた専修学校が提供する当該指定に係る一般課程の教育を行う事業
- （一）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所<sup>20</sup>
  - （二）調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号に規定する調理師養成施設<sup>21</sup>

<sup>20</sup> 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抄）

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者  
二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者  
三～四 （略）

<sup>21</sup> 調理師法（昭和33年法律第147号）（抄）  
(調理師の免許)

第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの  
二 （略）

(三) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設

22

- (イ) (ア)の(一)から(三)までに掲げる教育施設の指定を受けた各種学校が提供する当該指定に係る教育を行う事業  
(ウ) 各種学校としての認可を受けたいわゆる外国人学校が設置する課程であつて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校相当学年の児童等を対象として、これらの学校の課程に相当する課程の教育を行うもの  
(エ) その他専修学校(一般課程)・各種学校が行う幼稚園、小学校、中学校及び高等学校相当の課程の教育を行う事業

- なお、専修学校(一般課程)・各種学校として認可を受けていない者が行う同種の事業や、専修学校(一般課程)や各種学校等が行う児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育以外の事業(例:自動車免許教習所)は、後述の②の民間教育事業に分類する。

**② 民間教育事業(法第2条第5項第3号、令第1条)**

- 法の対象事業は、基本的には学校教育法、児童福祉法等の法律上定義のある事業としているが、法第2条第5項第3号においては、法律上明確な定義のない事業(学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール、フリースクール等)についても、支配性・継続性・閉鎖性の観点も踏まえ、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件を満たすものを「民間教育事業」として定義している。  
(ア) 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること(法第2条第5項第3号柱書)  
(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上であること(同号イ)  
(ウ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること(同号ウ)  
(エ) 事業者が用意する場所(事業所等)において指導を行うものであること(同号エ)  
(オ) 当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること(同号オ)  
※ 公立・公営の施設・事業であっても、これらの要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される(例:教育委員会が設置する教育支援センターや、公立図書館等が定期的に行う、児童等向けの読み聞かせ会など)。

**(ア) 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること**

- 要件(ア)は、法が児童等に教育、保育等を提供する場における児童対象性暴力等の防止等を目的としていることを踏まえ、事業の対象や事業内容を限定するために設けられた要件である。「児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業」とは、次の(一)及び(二)に掲げる要件を満たす事業とする。

<sup>22</sup> 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)(抄)  
(受験資格)

第五条 製菓衛生師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。  
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの  
二 (略)

(一) 児童等に対して技芸又は知識の教授（内容は問わない）を行うことを目的としていること

(二) 実際に児童等に対して技芸又は知識の教授を行っている（又は行う予定である）こと

○ (一)については、少なくとも児童等に対して行うことを目的としていることが明示されている必要がある。大人及び児童等の両方を対象とした事業は対象として認めるが、大人のみを対象とした事業に児童等が例外的に参加しているようなものは対象としない。

○ また、「児童等に対する技芸又は知識の教授」が、事業の「主たる」目的であることまでは求めず、事業の中で「児童等に対する技芸又は知識の教授」を行っている場合（例：こども食堂における学習支援、芸能事務所におけるダンス指導等）は、対象として認めるものとする。

○ (二)については、実態として児童等がおらず、受入れ予定もない事業は対象としない。

**(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が6月以上であること**

○ 要件(イ)は、法において支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている中で、継続性の観点から設けられたものである。「標準的な修業期間が6月以上である」とは、次の(一)から(三)までに掲げる要件を全て満たすものをいうものとする。

(一) 6か月以上の期間にわたって事業を実施していること

(二) 当該期間に複数回、児童等に対して技芸又は知識の教授を行っていること（間隔は問わない）

(三) 当該期間に行われる技芸又は知識の教授の機会に、同一の児童等が複数回参加することができる

**【対象となる例】**

- ・ 月1回、週2回など定期的に事業を実施し、同一の児童等が継続的に技芸又は知識の教授を受けることを想定している場合
- ・ 1～2か月に1回、体験学習プログラムを開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- ・ 夏休みに1泊2日のキャンプを行い、冬休みにスキー合宿を実施するなど、一連のプログラムとして年内に複数回事業を実施し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合
- ・ 小学校4年生から6年生までの3年間のプログラムで、毎年1回、1泊2日のキャンプを定期的に開催し、かつ同一の児童等が複数回参加することが可能である場合

**【対象とならない例】**

- ・ 7月に1回2時間、12月に1回2時間のみ、それぞれ独立した別の学習プログラムを実施している場合

#### (ウ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること

- 要件(ウ)は、法律上明確な定義のない事業を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と同様、児童と直接接する環境であることを求める観点から設けられたものである。
- 対面による指導が一切想定されず、オンラインでのみ授業を行う事業は対象にならないが、例えば、オンラインを基本としつつも、児童等の要望等に応じて、対面による指導を行うことも想定される事業であれば、対象になり得る。

#### (エ) 事業者が用意する場所（事業所等）において指導を行うものであること

- 要件(エ)は、法において支配性・継続性・閉鎖性を有する事業を対象としている中で、支配性・閉鎖性の観点から設けられたものである。事業者が主体的に場所や区画を選択した場合には、性暴力等が露見しづらい環境（支配性又は閉鎖性が生じやすい環境）を生み出しやすいと考えられる。
- 一方、児童等の自宅については、仮に事業者が指定をした場合であっても、保護者等による一定の関与・介入が可能であり、事業者が必ず性暴力等を行いやすい環境を生み出せるとは言い難いと考えられる。このため、「事業者が用意する場所（事業所等）」とは、保護者等ではなく事業者が指定した場所（児童等の自宅を除く。）とする。

##### 【対象となる例】

- ・ 事業者のオフィス、従事者の自宅、カフェ、公民館等の個室、公園、山、海等
- ※ 家庭教師事業については、児童等の自宅以外の場所（教室やシェアオフィス等）でも教える場合があれば、対象とする。

##### 【対象とならない例】

- ・ 児童等の自宅、保護者が指定した場所・区画

#### (オ) 技芸又は知識の教授を行う者の人数が、政令で定める人数以上であること

- 要件(オ)は、法律上明確な定義のない事業を対象とするに当たり、学校、児童福祉施設等と類似の環境であり、かつ、この法律に基づく措置を講ずるに当たり最低限の組織体制を求める観点から設けられたものである。
- 「技芸又は知識の教授を行う者の人数」は3人以上とする（令第1条）。当該人数には、派遣労働者、ボランティアなど、雇用の有無・形態を問わず、実態として技芸又は知識の教授に従事している者を含む。

### ③ 放課後児童健全育成事業等（法第2条第5項第9号、規則第5条）

- 放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
- 法第2条第5項第9号においては、放課後児童健全育成事業に類する事業も同号の対象とすることとされており、当該事業としては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に定める地域学校協働活動<sup>23</sup>のうち、①学校の始業前や終業後に、②学校や公民館等の施設を活用して、③学習・遊びの機会や生活支援の提供を行う事業（例：放課後子供教室、地域未来塾等）が対象となる。
- その上で、法第2条第5項第9号に定める「内閣府令で定める施設」は、地域学校協働活動のうち、上述の事業が実施され得る施設を広く想定し、次の（ア）から（オ）までに掲げるとおりとする（規則第5条）。（ア） 学校施設  
（イ） 社会教育施設  
（ウ） 児童厚生施設  
（エ） （ア）から（ウ）までに掲げる施設のほか、地方公共団体が設置する公共施設（例：文化ホール、コミュニティセンター、公園、廃校施設等）  
（オ） その他、地域学校協働活動を行うことができる施設として（ア）から（エ）までに類するもの（例：私立大学施設、寺院、民家等）

### ④ 認可外保育事業（法第2条第5項第17号）に該当するベビーシッターのマッチングサイト運営者等

- 認可外の居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）については、個人（一人）のみで事業を行うものである場合、法の対象事業には該当しない。
- 一方、ベビーシッターを掲載するマッチングサイトの運営者が、ベビーシッターとの間で委託契約を締結し、自らが保育の提供事業者となる場合には、当該運営者が児童福祉法上の認可外保育施設として届出対象となる旨の関連指針の改正を行う。

<sup>23</sup> 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二 （略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九 （略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- このため、個人のベビーシッターとの間で委託契約を締結し、児童福祉法上の認可外保育施設として届出を行ったベビーシッターのマッチングサイト運営者については、法第2条第5項第17号に定める「認可外保育事業」に該当するものとする。
- 同様に、個人で事業を行うものとして、家庭教師の派遣事業を行う事業者が、個人の家庭教師との間で委託契約を結び、②(ア)から(オ)までに掲げる要件を満たす場合には、民間教育事業に分類される。

#### ⑤ 障害児に対する指定障害福祉サービス事業（法第2条第5項第18号）

- 法第2条第5項第18号においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業のうち、障害児に対して居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものを「指定障害福祉サービス事業」と定義し、認定対象としている。
- 一方、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援（以下「児者共通サービス」と総称する。）は、障害児のみならず障害者にも提供されるものである。
- このため、障害者総合支援法に基づく都道府県等に対する事業の指定（更新）申請又は変更の届出により、「利用する障害児の推定数」を把握することで、障害児に対して児者共通サービスを提供する（提供することを見込む場合を含む。）事業者を特定し、当該事業者を同号に規定する指定障害福祉サービス事業を行う事業者として認定対象とする。

#### 4. 教育保育等従事者（法第2条第6項関係）

##### 法第2条第6項

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「教育保育等事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号の教育を行う同号に規定する専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員

二 前項第二号の教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員

三 民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技艺又は知識の教授を行うもの

四 児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの

五 放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの

六 居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの

七 保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの

八 児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する同項に規定する児童自立生活援助を行うもの

九 放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの

十 子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する児童福祉法第六条の三第三項に規定する支援に関する業務を行うもの

十一 一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの

十二 小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの

十三 病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの

十四 意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの

- 十五 妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
- 十六 児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
- 十七 認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
- 十八 指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であって次のイからホまでに掲げるもののうち当該イからホまでに定めるもの
- イ 障害者総合支援法第五条第二項に規定する居宅介護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
  - ロ 障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
  - ハ 障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
  - ニ 障害者総合支援法第五条第八項に規定する短期入所に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
  - ホ 障害者総合支援法第五条第九項に規定する重度障害者等包括支援に従事する者 障害児に対する同項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者

7・8 (略)

- 法第2条第6項においては、民間教育保育等事業者における従事者を「教育保育等従事者」と定義している。認定等に係る教育保育等従事者は、対象事業者の考え方同様、その業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とし、3要件の具体的な解釈は次の表に掲げるとおり。

図表 8 対象職種における3要件の具体的解釈（再掲）

3要件	具体的解釈
支配性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること</li> <li>・ また、従事者と児童等が、日々顔を合わせ、会話等を不定期に行うのみであっても、成人と子どもという関係上、自然と支配性は生じ得るものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること</li> </ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること</li> <li>・ 一方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的</li> </ul>

3要件	具体的解釈
	であるものは、継続性がないと判断し得ること
閉鎖性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員や保護者等が同席しないなど、第三者の目に触れない状況で児童等と接する（※）</li> <li>機会が生じ得る場合（従事者一人に対して児童等が複数の場合を含む。）には、閉鎖性があるものとして判断すること</li> <li>一方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断し得ること</li> </ul> <p>※ SNS やコミュニケーションアプリ、学習ツール等を通じたオンラインでの接触も含む（録画配信など児童等とのやりとりが生じないものは除く。）</p>

- 「教育保育等従事者」の範囲をできる限り明確化するため、民間教育保育等事業者の類型ごとに、主な職種を、次の（ア）から（ウ）までのとおり分類し、次の①及び②の表のとおり例示する。
- （ア） 職種全体が対象になるもの  
 （イ） 職種の一部が対象になり得るもの  
 （ウ） 対象にならないもの

## ① 民間教育保育等事業者の類型ごとの主な職種の分類

### ア 法に定めのある事業

事業	(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る	(ウ) 対象外
専修学校一般課程	校長、教員、助手	事務職員、医師	—
各種学校	校長、教員	事務職員	—
高校類似教育事業	海技教育機構 海技士教育科 海技課程の本科	校長、副校長、教諭、講師、助教諭、大型練習船乗組員、スクールカウンセラー	庶務課職員、補佐員（事務、技能、労務、宿日直） 調理員（外部委託）
	普通課程の普通職業訓練 (18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る。)	校長、職業訓練指導員	—
	陸上自衛隊 高等工科学校	校長、副校長、教育部（教職員）、生徒隊（教官、助教学校）、その他（部活動コーチ等）※上述の職員が兼務	—
児童自立生活援助事業	管理者、指導員、補助員	その他職員	—
放課後児童健全育成事業	事業所長的立場にある者、放課後児童支援員、看護職員等、補助員	送迎バス等の運転手	育成支援の周辺業務を行う職員
放課後児童クラブ類	学習支援員、協働活動サポーター	—	—

事業	(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る	(ウ)対象外
似事業(放課後子供教室・地域未来塾等)	等(※名称は地方公共団体等により異なる)		
子育て短期支援事業	事業に従事する者	送迎バス等の運転手	—
一時預かり事業	保育士等の保育従事者	その他職員	—
小規模住居型児童養育事業	養育者(管理者)、補助者	その他職員	—
病児保育事業	看護師等、保育士	その他職員	—
意見表明等支援事業	意見表明等支援員	その他職員	—
妊産婦等生活援助事業	支援コーディネーター(管理者)、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員	その他職員	—
児童育成支援拠点事業	管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員	送迎バス等の運転手	—
認可外保育事業	保育士、上記以外の保育従事者(子育て支援研修等受講者)等	看護師(准看護師を含む。)、送迎バス等の運転手、その他職員	—
居宅介護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
同行援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
行動援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
短期入所	管理者、従業者	—	—
重度障害者等包括支援	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—

## イ 民間教育事業

事業	(ア)職種全体が対象になる		(イ)職種の一部が対象になり得る
学習 関係	学習塾	指導員、講師	受付業務員、清掃員、警備員等
	そろばん教室		
	外国語会話教室		
	教育支援センター		
運動 関係	地域スポーツクラブ	講師、指導者、指導員	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等
	クラブチーム		
	フィットネスクラブ		
	スポーツ・健康授業		
文化・ 芸術関係	音楽教授業	講師、トレーナー、師範、教授、家元	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等
	書道教授業		

事業		(ア)職種全体が対象になる	(イ)職種の一部が対象になり得る
	生花・茶道教授業		
社会 教育 関係	青少年を対象とした自然体験活動事業	指導者、育成者、職員	—
	公民館 図書館	—	公民館主事、図書館の司書 等
その他	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業	集団活動事業従事者、講師	受付業務員、清掃員、警備員 等
	民間学童保育		
	その他民間教育		

## ② 職種の一部が対象となり得るもの的具体例

- 特に民間教育事業については、その対象事業が法令上必ずしも規定されておらず、①イの表に記載する事業及び職種はあくまで例示である。また、当該事業の職種についても、職名や業務内容が事業者によって様々である事業を多く含む。
- このため、認定事業者等においては、(イ)職種の一部が対象になり得るものうち、いずれの者が教育保育等従事者に該当するか否かについて、各認定事業者等の実態に応じて、支配性・継続性・閉鎖性の3要件の判断基準に基づき判断・特定することが求められる。この判断・特定に当たっては、児童対象性暴力等を防止するために制度化された犯罪事実確認の仕組みの趣旨を踏まえ、3要件を満たす従事者を確実に対象とするよう留意すること。
- 3要件に基づき、主な職種における業務の具体例と考え方は次の表に掲げるとおり。

図表 9 主な職種における業務の具体例と考え方

職種	区分	業務の具体例	考え方
事務職員	対象	事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と保育士が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	業務が電話対応、書類整理等に限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者	業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。
バス運転手等	対象	日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三

職種	区分	業務の具体例	考え方
		通じて接触することが想定される者	者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、第三者の同席がない状況で児童等と接することがほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており、第三者の同席があるため、閉鎖性を満たさない。
受付業務員	対象	児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの応対が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。
清掃員	対象	教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触する機会がある者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童等がない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者	児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。
警備員	対象	他の職員の目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者	①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。
医師 / 嘴託医	対象	施設内の診察室等で、年に複数回継続して個別診察や健康相談等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じ得る環境下で、児童等との一定の接触が想定されるもの	①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②複数回継続している点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	年一回の定期の健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者	①診察等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
看護師等	対象	日常的に児童等の健康管理等を行い、	①健康管理等による児童等との一定の

職種	区分	業務の具体例	考え方
		体調不良時は別室で対応するなど一对一で接触することが想定される者	接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	緊急時の応急対応のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者	①応急対応による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。
スクールガード・スクールガードリーダー	対象	日常的に見守り活動を継続的に行い、かつ学校における交通安全教室等において直接児童等に対して指導を行うとともに、人通りの少ない場所など周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接する機会が想定される者	①交通安全に関する指導による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の目がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。
	対象外	児童生徒を見守るにとどまり、直接指導等を行うことが想定されず、交通量や人通りが一定ある場所で活動することが想定され、周囲の目が行き届かない状況で児童生徒と接することが想定されない者	②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。

## 5. 同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

- 義務対象事業は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受け、児童等に対して一定の質の下で公的なサービスを提供している事業である一方、認定対象事業は、このような既存の規制等が小さく（又はなく）、児童等に提供されるサービス等の内容、質、形態、従事者（雇用の有無等）等が多様であることから、こども家庭庁において一定の基準を定め、その基準を満たす事業について認定等を受けることができるとしている。
- このため、本来、認定対象事業については、認定等を受け、一定の基準を満たしていることが確認された上で、犯罪事実確認等が行われるべきものという考え方方が大前提となる。
- 一方、義務対象事業に付随して実施している認定対象事業については、認定対象事業と義務対象事業の従事者に重複する者がおり、かつ義務対象事業及び認定対象事業のそれぞれで提供するサービスが相互に関連した事業であり、事業運営、人事管理等を一体的に行っている場合がある。
- こうした場合にまで、それぞれの人事手続を分けて犯罪事実確認や防止措置を行うことは、事業者にとって過大な負担となり得ることから、このような場合には、認定対象事業の従事者についても、義務対象事業の従事者である「教員等」と整理することができるものとする。
- このような考え方を踏まえ、次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、義務対象事業及び認定対象事業が一体的に運営されているものとする。
  - ① 同一事業者により、両事業が運営されていること
  - ② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること
  - ③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること
  - ④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること
  - ⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事し得ること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされているなど）
  - ⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、②職員の融通が可能であるという観点から、原則同一敷地内に両事業所が存在すること
- この要件を満たすものとして、対象となる義務対象施設・事業ごとに教員等として整理する教育保育等従事者の範囲は次の表に掲げるとおり。

### ア 学校教育法関係

学校等・児童福祉事業	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
学校（幼稚園）	・ 幼稚園の設置者が幼稚園において行う一時預かり事業及び預かり保育に従事する

学校等・児童福祉事業	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
	者
専修学校 (高等課程)	該当なし ※ 専修学校（一般課程）を併設している場合であっても、一般課程は高等課程に付随して実施されるものではないため、一般課程のみに従事する者は、教員等には含まない。

#### イ 認定こども園関係

学校等・児童福祉事業	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う放課後児童健全育成事業に従事する者</li> </ul>
幼保連携型以外の認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者</li> <li>・ 幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う放課後児童健全育成事業に従事する者</li> </ul>

#### ウ 児童福祉法関係

学校等・児童福祉事業	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児院の設置者が乳児院において行う子育て短期支援事業に従事する者</li> </ul>
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者</li> <li>・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う子育て短期支援事業に従事する者</li> <li>・ 母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う妊産婦等生活援助事業に従事する者</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の設置者が保育所において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者</li> <li>・ 保育所の設置者が保育所において行う放課後児童健全育成事業に従事する者</li> </ul>
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館の設置者が児童館において行う放課後児童健全育成事業に従事する者</li> <li>・ 児童館の設置者が児童館において行う児童育成支援拠点事業に従事する者</li> </ul>
児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者</li> <li>・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う子育て短期支援事業に従事する者</li> <li>・ 児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童育成支援拠点事業に従事する者</li> </ul>
児童心理治療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者</li> </ul>

学校等・児童福祉事業	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
	業に従事する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う子育て短期支援事業に従事する者</li> </ul>
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者</li> <li>・ 児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う子育て短期支援事業に従事する者</li> </ul>
乳児等通園支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児等通園支援事業の事業者が乳児等通園支援事業の施設において行う一時預かり事業に従事する者</li> </ul>
家庭的保育事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的保育事業等の実施者が家庭的保育事業等を行う事業所（又は居宅訪問型保育事業としての訪問先の居宅）において行う延長保育、一時預かり事業又は病児保育事業に従事する者（例：小規模保育事業を行う事業所で提供する延長保育、居宅訪問型保育事業の訪問先の居宅で行う病児保育等）</li> </ul>
指定障害児入所施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス（例：指定障害児入所施設等で行われる短期入所）</li> </ul>
障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス（例：障害児入所施設で行われる短期入所）</li> </ul>

- ただし、例えば、認可保育所A（事業者Aによる運営）の事業所内において、事業者Bが一時預かり事業を行う場合は、運営主体（事業者）が異なるため、当該一時預かり事業の従事者を事業者A（認可保育所A）の教員等として整理することはできず、当該従事者に対して犯罪事実確認等を行う場合は、事業者Bが別途認定等を受けることが必要となる。

(参考：認可保育所で行われる一時預かり事業等の従事者の考え方)

事業の例	整理の方針	考え方
認可保育所で、その運営主体により行われる延長保育、一時預かり又は病児保育の事業に従事する者	認可保育所の教員等とする	認可保育所の行う延長保育、一時預かり及び病児保育事業は、「保育所保育指針」に基づく保育所の本来業務として整理し、これらの事業の従事者については、犯罪事実確認等の対象とする。
認可保育所で、その <u>運営主体以外の事業者</u> により行われる延長保育、一時預かり又は病児保育の事業に従事する者	一時預かり事業等の教育保育等従事者とする	一時預かり等は、認可保育所の運営とは直接関係のない事業となるため、犯罪事実確認を行う場合は、その実施事業者が別途認定を受けることが必要となる。

## 6. 従事期間の短い「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い

- 有期労働契約等により従事する期間が短い者（1日、数日等）、ボランティアスタッフ等についても、教員等又は教育保育等従事者に該当する者である限り、従事期間による例外は設けず、「教員等」又は「教育保育等従事者」として取り扱う（いわゆる「スポットワーク」等の単発の従事者も、業務内容に照らして教員等又は教育保育等従事者に該当する者は対象となる。）。
  - 一方、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、業務内容に照らして教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない職種は対象とならない。対象となる/ならないボランティア等の業務の具体例は次の表に掲げるとおり。
- ※ なお、ボランティア、都度短期で雇用契約等を締結している者等について、一定の期間を定め、同一事業者において対象業務に従事する可能性がある旨の書面を別途取り交わす場合は、事業者が当該期間中、法に基づき犯罪事実確認記録等を保有できるため、一度の従事期間が短期間であっても、再度従事させる際には犯罪事実確認を終えた者を従事させることが可能（VI. 2. (4) 「離職」の解釈参照）。

図表 10 ボランティア等の業務の具体例

形態	区分	具体例	考え方
ボランティア	対象となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフとして児童等に一对一で指導、交流等を行うことが想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一对一で接することが想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。</li> </ul>
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボ</li> </ul>	継続性がなく、参加者として整理

形態	区分	具体例	考え方
		<p>ランティアとして参加する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合</li> </ul>	
その他	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー</li> <li>・ 模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日だけであり、継続性を満たさず、第三者が同席しない状況で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。</li> <li>・ 第三者の同席がない状況で児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。</li> </ul>

## 7. 法人でない団体の取扱い

- 民間教育事業として、こども食堂における学習支援等、スポーツクラブ等の事業が対象になり得るが、その運営主体は様々であり、ボランティアベースの集団により事業が運営されているようなところもある。認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の個人のプライバシーに大きく関わる情報を、犯罪事実確認の手続により入手することが可能となることから、一定の組織を有し、統一的な意思決定がなされる組織であることが求められる。
- このため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）<sup>24</sup>及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）<sup>25</sup>における取扱い等を踏まえ、認定等を受けようとする事業者が、法人でない団体については、「代表者又は管理人の定め」があり、かつ、団体としての組織を有し統一された意思の下に活動を行つていれば、団体名として認定等の申請が可能となる。
- 認定等申請に当たっては、定款又はこれに準ずるもの（会則、規約等）の写しの提出（「IV. 認定等」参照）により、団体としての存在・意思決定の在り方等について確認する。

---

<sup>24</sup> 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）（抄）  
（法人でない社団又は財団の審査請求）

第十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

<sup>25</sup> 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

九～四十四 （略）

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25 「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）（抄）  
（法人でない社団の範囲）

・法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう。  
(法人でない財団の範囲)

・法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する法人でない財団とは、一定の目的を達成するために出資された財産の集合体のうち法人格を有しないもので、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下にその出資者の意図を実現するために独立して活動を行うものをいう。  
(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人)

・法人でない社団又は財団について代表者又は管理人の定めがあるとは、その社団又は財団の定款、寄附行為、規則、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、その社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事實上あることをいうものとする。したがって、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのないものは通常あり得ないことに留意する。

法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）（抄）  
（収益事業の開始等届出書の添付書類）

第 65 条 法第百五十条第一項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 定款等の写し

## 8. 実習生の取扱い

- 教職課程を履修する学生が行う教育実習や、保育士養成課程を履修する学生が行う保育実習等のため、実習生が対象事業者において児童等と接することが想定される。
- このような実習生については、支配性・継続性・閉鎖性の観点から、実習の実態に応じて、対象事業者において犯罪事実確認の必要性が判断されることとなる。すなわち、大学等が作成する実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない。  
※ 「一対一」の具体的な解釈や、やむを得ず一対一になることが認められる場合及びその場合の対応については、いとま特例が適用される者に係る「必要な措置」に準じる（VI. 2. (3) ②参照）。
- 一方、大学等が作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている場合や、実習期間が相当長期にわたる場合など、支配性・継続性・閉鎖性を満たす実習であると位置づけられている実習生については、犯罪事実確認の対象となる。
- なお、教育実習生及び保育実習生については、実習期間が通常3週間程度であり、その間、基本的に指導教員等の監督の下で児童等と接することなどを踏まえ、大学等の実習計画において児童等と一対一にさせないことなどを適切に位置づけるとともに、実習先において必要な対応がとられるようにすることが望ましい。

## IV. 認定等

### 1. 認定等の趣旨（法第19条及び第21条関係）

#### 法第19条及び第21条

（認定の申請）

第十九条 民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者（民間教育保育等事業者から地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定による指定又は委託を受けて当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該事業運営者が管理する事業所において行われるもの（除く。）について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下この章（第二十一条第一項を除く。）において「認定」という。）を受けることができる。

2～4 （略）

（共同認定の申請）

第二十一条 民間教育保育等事業者及び事業運営者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）について、前章の規定により学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定（以下「共同認定」という。）を受けることができる。

2・3 （略）

- 民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者（※）が管理する事業所において行われるもの（除く。）について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定を受けることができる（法第19条第1項）。
- ※ 民間教育保育等事業者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定又は委託を受けて、当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者をいう。後述の共同認定を受ける場合に、民間教育保育等事業者の相手方となる対象事業者を指すため、事業者が単独で認定を受ける場合からは除かれている。
- また、民間教育保育等事業者及び事業運営者（以下「民間教育保育等事業者等」という。）は、その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨のこども家庭庁の認定（以下「共同認定」という。）を受けることができる（法第21条第1項）。
- 認定又は共同認定（以下「認定等」という。）は、民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等を防止するための措置の実施を図るための仕組みである。
- 具体的には、教育保育等従事者による児童対象性暴力等を防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するための学校設置者等と同等の措置を実施する体制が確保されている旨の認定等を受けることにより、認定等がなされた民間教育保育等事業（以下「認

定等事業」という。)において、対象となる業務を行う教育保育等従事者の犯罪事実確認が義務となり、犯罪事実確認書の交付を申請することが可能となる(「VI. 安全確保措置(犯罪事実確認)」参照)。

- 認定等を受けようとする民間教育保育等事業者等は、まず認定等を受けることができる体制を整備した上で、こども家庭庁に対して認定等の申請をすることが必要である(本章「3. 認定等の申請」参照)。その上で、認定等の基準を満たしていることが確認され、認定等を受けた後に、対象となる業務を行う教育保育等従事者の犯罪事実確認の手続に進むことができる。
- また、認定等を受けると、認定事業者等としてその名称等が公表されるとともに、こども家庭庁が定める表示を使用することができることとなる(本章「5. 認定事業者等及び学校設置者等の表示」参照)。この認定等の表示により、保護者等は、教育、保育等のサービスを受けるために児童等を預ける場として適切な事業者か否かを判断することができるようになる。
- 本章では、認定等を受けるに当たって必要な手続の詳細や留意点等を示す。

## 2. 認定等の基準（法第20条関係）

### 法第20条

（認定の基準等）

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるとときでなければ、認定をしてはならない。

- 一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制として内閣府令で定めるものを備えていること。
  - 二 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
  - 三 認定を受けようとする民間教育、保育等事業者が前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置として内閣府令で定めるものを実施していること。
  - 四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程（以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
    - イ 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置（第二十六条第七項において「防止措置」という。）
    - ロ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施
    - ハ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置
  - 五 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを前条第三項第四号の業務に従事する者に受講させていること。
  - 六 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する民間教育保育等事業者は、認定を受けることができない。
- 一 第三十二条第一項又は第二項の規定により認定等（第二十二条に規定する認定等をいう。以下の号において同じ。）を取り消された者であって、その取消しの日から二年を経過しない者（認定等を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

- 二 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

### 規則第19条

(認定等の基準)

第十九条 法第二十条第一項第一号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める体制は、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとする。

- 一 犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理
- 二 教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の通知
- 三 交付を受けた犯罪事実確認書の確認
- 四 法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させる者がある場合における次に掲げる措置
  - イ 法第二十六条第二項の必要な措置等について、当該者に対し書面により説明すること。
  - ロ 第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること。
- 2 法第二十条第一項第四号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
  - 一 法第二十条第一項第四号イに規定する防止措置（第三項第七号において同じ。）が次に掲げる要件に適合すること。
    - イ 法第二十条第一項第二号及び第三号に定める措置その他の方法により把握した情報について適切な事実確認等を行うものであること。
    - ロ イの事実確認等の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するために適切なものであること。
  - 二 法第二十条第一項第四号ロ及びハに規定する措置が、第十条及び第十一条に定める事項を満たすものであること。この場合において、第十条各号列記以外の部分中「第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二十条第一項第四号ロ」と、同条第二号中「教員等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と、同条第三号中「学校設置者等（法第二条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）」とあるのは「認定事業者等」と、第十一第一項中「第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同条第二項各号列記以外の部分中「第七条第二項」とあるのは「第二十条第一項第四号ハ」と、同項第一号中「学校設置者等」とあるのは「認定事業者等」と、「教員等」とあるのは「認定等に係る教育保育等従事者」と読み替えるものとする。
  - 三 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあっては、法第二十条第一項第四号イからハまでに規定する措置に係るそれぞれの役割分担を定めていること。

- 3 法第二十条第一項第五号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。第二十九条において同じ。）の内閣府令で定める研修は、次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行う研修とする。
- 一 教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。）
  - 二 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲
  - 三 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置
  - 四 相談、報告等を踏まえた対応
  - 五 被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと認定事業者等が認める児童等をいう。）の保護及び支援
  - 六 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応七防止措置に係る基礎的事項八厳格な情報管理の必要性
  - 七 防止措置に係る基礎的事項
  - 八 厳格な情報管理の必要性

### （1）認定等の基準

- 認定等の基準は、学校設置者等と同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業等であることを確認するためのものである。子ども家庭庁は、民間教育保育等事業者等による認定等の申請の内容が、次の①及び②のいずれも満たすと認めるときに、認定等を行う（法第20条第1項）。
  - ① 民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当すること（法第20条第1項柱書。対象事業及び業務については「III. 対象事業・対象業務」参照）
  - ② 次のアからカまでに掲げる基準に適合すること（法第20条第1項柱書）
    - ア 対象業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制を備えていること（法第20条第1項第1号、規則第19条第1項。本節「(2) ア 犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備」を参照）
    - イ 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置を実施していること（法第20条第1項第2号、規則第8条。本節「(2) イ 早期把握の実施」を参照）
    - ウ 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施していること（法第20条第1項第3号、規則第9条。本節「(2) ウ 相談の実施」を参照）
    - エ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を定めた規程（以下「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合することであること（法第20条第1項第4号、規則第19条第2項。本節「(2) エ 児童対象性暴力等対処規程の作成」を参照）

- (ア) 犯罪事実確認の結果、早期把握措置により把握した状況、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置
  - (イ) 対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施
  - (ウ) 対象業務従事者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置
- オ 児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを対象業務従事者に受講させていること（法第 20 条第 1 項第 5 号、規則第 19 条第 3 項。本節「(2) オ 研修の実施」）
- カ 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じていること（法第 20 条第 1 項第 6 号及び第 27 条第 1 項、規則第 12 条第 1 項。本節「(2) カ 情報管理措置の実施」参照）

- 上述の①及び②のいずれも満たすと認められないときや、民間教育保育等事業者等が次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項のいずれかに該当するときは、認定等を受けることができない（法第 20 条第 2 項）。
  - (ア) 認定等を取り消された者であって、その取消しの日から 2 年を経過しない者（法第 20 条第 2 項第 1 号。認定等の取消しについては本章「9. 認定等の取消し等（法第 32 条関係）」参照※）
  - (イ) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者（同項第 2 号）
  - (ウ) 法人であって、その役員のうちに上述の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者があるもの（同項第 3 号）
- ※ 法人の場合は、認定の取消しに係る聴聞通知があった日前 60 日以内に、当該法人の役員であった者でその取消しの日から 2 年を経過しない役員がある場合も認定等を受けることができない。

- なお、共同認定が取り消された場合には、共同認定の取消しによる欠格要件は、当該共同認定を受けていた民間教育保育等事業者及び事業運営者の両者に及ぶこととなるなど、お互いの責任が、それぞれの事業運営等に及ぼす影響が大きいことに留意する必要がある。

※ 例えば、事業運営者の行為により共同認定が取り消された場合、民間教育保育等事業者（事業運営者に指定管理等を行っていた地方公共団体等）についても、法に基づく認定等の欠格期間が生じ、2 年間は他の事業に関して認定等を受けることができないこととなる。

## （2）認定等の基準の具体的な内容

- (1) の②に掲げるアからカまでの認定等の基準の具体的な内容は、次のとおりとする。

## ア 犯罪事実確認を適切に実施するための体制の整備（法第20条第1項第1号、規則第19条第1項）

- 対象業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制とは、次の表に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることを要件とする（規則第19条第1項）。

図表 11 犯罪事実確認の適切な実施を確保するために責任者が行うことが求められる措置

措置の内容	留意点
犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務を管理すること	<ul style="list-style-type: none"><li>対象業務従事者の犯罪事実確認を期限までに適切に行うため、必要に応じて、事務計画の作成（例：年間スケジュールの作成）、執行体制の構築（例：責任者、担当者等の決定）等を行うこと</li><li>予定どおりに犯罪事実確認を行うことができない場合を想定して、必要な対応（例：戸籍提出への協力が得られない場合を想定して、対象従事者への事前の伝達、就業規則等の整備等）を事前に行っておくことなど</li></ul>
犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項について、対象業務従事者に事前に通知すること	<ul style="list-style-type: none"><li>次の事項について、対象業務従事者に、事前に書面で通知すること<ul style="list-style-type: none"><li>犯罪事実確認の必要性</li><li>当該対象業務従事者が犯罪事実確認の対象であること</li><li>犯罪事実確認書の交付申請のスケジュール及び流れ</li><li>対象業務重従事者が行うべき事項（申請アカウントの作成、戸籍提出等）及びそれが行われなかった場合の対応など</li></ul></li></ul>
交付を受けた犯罪事実確認書を適切に確認すること	<ul style="list-style-type: none"><li>交付を受けた犯罪事実確認書について、確認の遅れ、誤り、漏れ等がないように確認することなど</li></ul>
法第26条第2項に定める犯罪事実確認の特例（いとま特例。VI. 2. (3) 参照）の適用に当たり、 <ul style="list-style-type: none"><li>特例の対象従事者に対して、必要な措置等について書面で説明すること</li><li>特例を適用する「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等を保存すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「やむを得ない事情」に該当することを証する書類等については、法第29条に定める報告徵収及び立入検査（IX. 4 参照）の際に提示が求められ得ることを踏まえて、適切に保存・管理すること</li><li>いとま特例が適用される場合には、特定対象となる従事者が必要な措置を適切に行うことが不可欠であることから、その理解が適切になされるよう努めることなど</li></ul>

## イ 早期把握の実施（法第20条第1項第2号、規則第8条）

- 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置とは、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものをいう（規則第8条）。具体的な早期把握の実施方法は「V. 3. (1) 児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置」参照）。
- （ア） 児童等に対する日常観察  
（イ） 発達段階や特性、事業の特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート  
（ウ） 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

## ウ 相談の実施（法第 20 条第 1 項第 3 号、規則第 9 条）

- 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置とは、次の（ア）及び（イ）に掲げるものをいう（規則第 9 条。具体的な相談の実施方法は「V. 3. (2) 児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置」参照）。
- (ア) 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
- (イ) 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知

## エ 児童対象性暴力等対処規程の作成（法第 20 条第 1 項第 4 号、規則第 19 条第 2 項）

- 児童対象性暴力等対処規程には、防止措置（「VII. 安全確保措置（防止措置）」参照）、児童対象性暴力等の調査及び児童対象性暴力等を受けた児童等の保護・支援（「V. 4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（法第 6 条、第 7 条及び第 20 条第 1 項第 4 号イ～ハ関係）」参照）について定めるものとされている。具体的には、次の（ア）から（カ）までに掲げる事項を必須記載事項としつつ、各事業者の実態に応じて必要な事項を盛り込むこととする（ひな型は資料編別紙 1 参照）。

### （ア） 定義

「児童対象性暴力等」及び「不適切な行為」の定義

### （イ） 実施体制の整備等

- ① 次の（一）から（四）までに掲げる事項を実施すること
  - (一) 児童対象性暴力等及び不適切な行為の範囲を明確にすること
  - (二) 児童対象性暴力等及び不適切な行為が行われた疑いを把握した場合の報告ルールを設定すること
  - (三) 児童対象性暴力等及び不適切な行為が行われた疑いに係る報告を受けた場合の対応ルールを設定すること
  - (四) (一)から(三)までに基づき実施した事項を従事者並びに児童等及びその保護者に対して周知すること
- ② 児童対象性暴力等及び不適切な行為が行われた疑いを把握した場合に、（三）の対応ルールに基づき事業者内で対応を行う者

### （ウ） 防止措置

- (一) 従事者が特定性犯罪事実該当者である場合、原則として、当該従事者を対象業務に従事させないこと
- (二) 在籍する児童等又はその保護者から、特定の従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があり、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合、被害が疑われる児童等と加害が疑われる従事者の接触の回避を行うこと

(三) (エ)の調査等の結果、従事者により児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断され、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合、原則として、当該従事者を対象業務に従事させないこと

(四) (エ)の調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断され、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合、次のイからハまでに掲げる行為

イ 重大な不適切な行為である場合、(三)に準じた対応を行うこと

ロ 初回かつ比較的軽微な不適切な行為である場合は、当該行為を繰り返さないよう指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行うこと

ハ ロの指導等を行ったにもかかわらず、同様の行為を繰り返した場合は、(三)に準じた対応を行うこと

(エ) 事実の有無及び内容を確認するための調査の実施

○ 従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査は、次の(一)から(三)までに掲げる点に留意しつつ、適切に行うこと。

(一) 児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと

(二) 児童対象性暴力等を行った疑いがある者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に行うこと

(三) 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと

(オ) 被害児童等の保護及び支援

○ 従事者による児童対象性暴力等を受けた被害児童等があると認める場合において、当該被害児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置は、当該被害児童等が日常を取り戻し、落ちついて教育、保育等を受けることができるようすることを目的として、(一)から(三)までに掲げる方法で行うこと。

(一) 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認める者との接触の回避その他の被害児童等の保護のための措置を講ずること

(二) 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること

(三) 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること

(カ) (共同認定の場合) 民間教育保育等事業者と事業運営者間での役割分担に関する記載

○ なお、認定事業者等により、防止措置として、雇用する対象業務従事者に対する懲戒処分を行う場合が想定されるが、児童対象性暴力等対処規程は法に基づき定められるものであり、児童対象性暴力等対処規程に防止措置を行う旨を規定していることをもって懲戒処分を行うことができるものではないため、あらかじめ就業規則に懲戒種別及び懲戒事由を定め、周知しておくことが必要である。

- 同様に、防止措置として、雇用する対象業務従事者の配置転換が事業者により行われる場合、あらかじめ雇用契約上の根拠（就業規則等の規定）を定める必要がある。この他、対象業務従事者が派遣労働者等又は個人業務受託者である場合の労働法制等の留意点については、「VII. 3. 対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点」を参照すること。

#### **オ 研修の実施（法第 20 条第 1 項第 5 号、規則第 19 条第 3 項）**

- 児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修の内容は、次の（ア）から（ク）までに掲げる項目を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行うものとする（規則第 19 条第 3 項。具体的な研修の実施方法は「V. 2.（3）対象業務従事者に対する研修」参照）。（ア） 従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。）  
（イ） 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲  
（ウ） 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いの早期発見  
（エ） 相談、報告等を踏まえた対応  
（オ） 被害児童等の保護・支援  
（カ） 犯罪事実確認において従事者に求められる対応  
（キ） 防止措置に係る基礎的事項  
（ク） 厳格な情報管理の必要性

#### **カ 情報管理措置の実施（法第 20 条第 1 項第 6 号及び第 27 条第 1 項、規則第 12 条第 1 項）**

- 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置については、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものをいう（規則第 12 条第 1 項。具体的な情報管理措置の実施方法は「VIII. 情報管理措置」参照）。（ア） 管理責任者を設置すること  
（イ） 情報管理規程を定め、これを遵守すること  
（ウ） 情報管理の責任者を含めて認定等事業に従事する教育保育等従事者が 2 人以上あること

### 3. 認定等の申請（法第19条、第21条、第26条、第33条、第35条及び第40条関係）

#### 法第19条、第21条、第26条、第33条、第35条及び第40条

(認定の申請)

第十九条 (略)

- 2 認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行う。
- 3 認定を受けようとする民間教育保育等事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - 二 その行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものと除く。）の概要及び当該民間教育、保育等事業が第二条第五項各号に掲げる事業のいずれの事業に該当するかの別
  - 三 前号の民間教育保育等事業を行う事業所の名称及び所在地
  - 四 第二号の民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要
  - 五 その他内閣府令で定める事項
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 前項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の詳細を説明する資料
  - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する資料
  - 三 次条第一項第四号に規定する児童対象性暴力等対処規程
  - 四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面
- 五 その他内閣府令で定める書類

(共同認定の申請)

第二十一条 (略)

- 2 共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行う。
- 3 第十九条第三項及び第四項並びに前条の規定は、共同認定について準用する。この場合において、第十九条第三項（第二号から第五号までの規定を除く。）及び第四項第四号並びに前条第一項各号及び第二項中「民間教育保育等事業者」とあるのは「民間教育保育等事業者及び事業運営者」と、第十九条第三項第二号中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第四項第二号中「資料」とあるのは「資料（民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した資料を含む。）」と読み替えるものとする。

(犯罪事実確認義務等)

第二十六条 (略)

2～6 (略)

7 第三十五条第二項の規定により民間教育保育等事業者又は事業運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認に係る教育保育等従事者の犯罪事実確認記録を提供することができる。

(犯罪事実確認書の交付申請)

第三十三条 (略)

2 前項の規定による申請（以下この章において「交付申請」という。）の対象とする従事者（以下この章において「申請従事者」という。）の行う業務が施設等運営者又は事業運営者が管理する施設又は事業所において行われるものである場合にあっては、交付申請は、学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同して行うものとする。

3 犯罪事実確認書の交付を受けようとする対象事業者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 交付申請が前項の規定により共同で行われる場合にあっては、交付申請をした者のうち犯罪事実確認書の送付を受ける者

七 (略)

4～8 (略)

(犯罪事実確認書の交付)

第三十五条 (略)

2 交付申請が第三十三条第二項の規定により共同で行われた場合における前項の規定による犯罪事実確認書の交付は、申請書に記載された同条第三項第六号の者に対して犯罪事実確認書を送付することにより行うものとする。

3～6 (略)

(手数料)

第四十条 認定等を受けようとする者（国及び地方公共団体並びにこれらが行う民間教育保育等事業の事業所の管理を行う事業運営者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

## 令第7条

(手数料)

第七条 法第四十条の政令で定める手数料の額は、三万五千五百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあっては、三万円）とする。

## 規則第18条及び第20条

(法第十九条第三項の申請書の提出方法等)

第十八条 法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請書の提出を行う場合であって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースを使用する方法により第四項第一号イ及び同項第五号に掲げる書類に係る事項をこども家庭庁の使用に係る電子計算機において確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業をいう。以下同じ。）（事業運営者が管理する事業所において行われるものをお除く。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの人数
  - 二 法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における当該民間教育保育等事業者の識別のために用いられる電子メールアドレス
  - 三 フランチャイズチェーンの方式（特定の商標、商号その他の表示を使用させ、及び経営に関する指導等を行うこと並びにこれらの対価の支払い等を内容とする定型的な約款による契約に基づく事業の方式をいう。以下同じ。）により、当該民間教育保育等事業者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨
- 4 法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一 当該民間教育保育等事業者が次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
    - イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項及び第二十条において同じ。）を除く。） 定款及び登記事項証明書
    - ロ 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類
    - ハ 個人住民票の写し
  - 二 民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業（法第二条第五項第三号に規定する民間教育事業をいう。以下同じ。）に限る。）を行っていることを証する書類

- 三 情報管理規程
- 四 法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面
- 五 当該民間教育保育等事業者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類  
(共同認定の申請書の提出方法等)

第二十条 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項の規定による申請書の提出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該申請書を提出しようとする民間教育保育等事業者又は事業運営者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申請書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

- 2 第十八条第二項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。
- 3 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者が第一項の申請書の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。
- 4 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第三項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれにおいて、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者が行う民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの人数
  - 二 法人共通認証基盤の利用における当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの識別のために用いられる電子メールアドレス
  - 三 フランチャイズチェーンの方式により、当該民間教育保育等事業者及び事業運営者と異なる事業者が第一号の民間教育保育等事業と同一の事業を行っている場合にあっては、その旨
- 5 法第二十一条第三項において準用する法第十九条第四項第五号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一 当該民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれについて、次のイからハまでに該当する場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
    - イ 法人（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人を除く。）定款及び登記事項証明書
    - ロ 人格のない社団又は財団定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類
    - ハ 個人住民票の写し
  - 二 民間教育保育等事業（民間教育保育等事業者又は事業運営者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。）を行っていることを証する書類
  - 三 情報管理規程

四 当該民間教育保育等事業者及び事業運営者それぞれの法第二十条第二項各号に該当しないことを誓約する書面

五 当該民間教育保育等事業者又は事業運営者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類

#### 規則附則第4条

（申請等に係る経過措置）

第四条 認定を受けようとする民間教育保育等事業者、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者又は対象事業者（以下この条において「事業者」という。）において、法人共通認証基盤を利用することが困難である場合には、当分の間、第十八条第三項第二号、第二十条第四項第二号及び第三十二条第六号の規定にかかわらず、当該事業者は、法人共通認証基盤の利用における事業者の識別のために用いられる電子メールアドレスの記載を要しないものとする。

### （1）認定等の申請を行う主体

#### ① 認定の申請

○ 認定は、認定を受けようとする民間教育保育等事業者の申請により行う（法第19条第2項）。

#### ② 共同認定

○ 共同認定は、共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者の共同の申請により行う（法第21条第2項）。

○ 共同認定における事業運営者とは、民間教育保育等事業者による指定又は委託を受けて、当該民間教育保育等事業者が行う民間教育保育等事業に係る事業所を管理する者（共同認定の手続において、民間教育保育等事業者とともに申請等を行う相手方となる者）をいう。

○ 事業運営者は、当該事業の運営全体を担うものである必要があり、施設の維持管理のみを担う場合等は、事業運営者に該当しない。

○ さらに、事業運営者は、民間教育保育等事業者自らが当該民間教育保育等事業を行うとした場合に適用される公的な設備、運営、人員等の基準があるときは、これと同等の基準を満たすことが必要となる。

○ 事業運営者に該当するもの及び該当しないものの例は、次の表に掲げるとおり。

図表 12 「事業運営者」に該当する例

具体例	制度上の対応
(ア) 市町村Aから放課後児童健全育成事業の運営の全部の委託を受け、放	・ 左の市町村A及び民間事業者B並びに民間事業者C及び民間事業者Dは、共同認定の申請が可能。

具体例	制度上の対応
課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）と同等の基準を満たしつつ、放課後児童健全育成事業の運営を行う民間事業者 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営者自身が、放課後児童健全育成事業・認可外保育施設の届出を行っていれば、共同認定ではなく、その事業運営者単独で認定を受けることも可能。</li> <li>民間教育保育等事業者（市町村 A・民間事業者 C）も、法律上の設置者として、事業運営の最終的な責任を負う。認定取消しの効果（欠格要件を含む。）は、共同認定を受けた両者に及ぶ。</li> <li>市町村 A が民間事業者 B のほか別の民間事業者に対して、それぞれ別施設における放課後児童健全育成事業の委託を行う場合は、別々に共同認定を受けることが必要（一つの共同認定として受けすることはできない。）。</li> </ul>
(イ) 民間事業者 C から認可外の事業所内保育施設の運営の全部の委託を受け、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）別紙「認可外保育施設指導監督の指針」と同等の基準を満たしつつ、当該事業所内保育施設の運営を行う民間事業者 D	

※ 表中の例以外にも、事業の運営全体を事業運営者に指定管理又は委託する場合に、事業運営者単独で、法に基づく全ての認定要件を満たすことができる場合には、単独で認定が可能となる。

※ 法第 2 条第 5 項第 10 号に規定する「子育て短期支援事業」については、児童福祉法上、市町村のみが実施主体となることとなっているため、事業運営者は認定を受けることはできず、共同認定を受けることが可能となる。このとき、

- 委託先が学校設置者等であり、義務対象事業と「子育て短期支援事業」を一体的に行う場合（「III. 5. 同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い」参照）には、改めての認定等を受けることは不要である。
- 委託先が里親である場合には、児童福祉法に定める里親の登録要件として、各種研修等を要すること、性犯罪等を含む一定の刑罰が欠格要件であること等が含まれていることを踏まえて、民間教育保育等事業者である市町村において認定の要否について判断を行う。

図表 13 「事業運営者」に該当しない例

具体例	制度上の対応
(ア) 市町村 E が設置・運営する放課後児童健全育成事業の運営業務の一部（一部の体験活動等）のみ委託を受け民間事業者 F	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同認定ではなく、市町村 E が単独で認定を受ける。</li> <li>委託先の従事者の犯罪事実確認や、現場の安全確保措置は、認定を受けた市町村 E が実施。</li> </ul>
(イ) 市町村 G から土地や建物のみ賃借し、自らが認可を受けて各種学校を運営する民間事業者 H	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者 H が、単独で認定を受ける。</li> </ul>

## (2) 認定等の対象となる事業の範囲

- 認定等を申請する事業の範囲について、法第19条第1項において、認定等は、「民間教育保育等事業」について行われることとなっている。このため、認定等の申請は、法第2条第5項各号に掲げる事業ごとに行う必要がある。
- 1つの事業者が、複数の民間教育保育等事業を行っている場合は、当該事業ごとに認定等の申請が必要となる。一方、同一事業が複数の事業所で実施されている場合には、1つの事業として申請する。

### 【1つの事業としての申請が認められる例】

- ・ 夏休みのキャンプ合宿と冬休みのスキー合宿を自然体験学習（民間教育事業（法第2条第5項第3号））の一連のプログラムとして位置づけ、1つの事業として認定申請する。

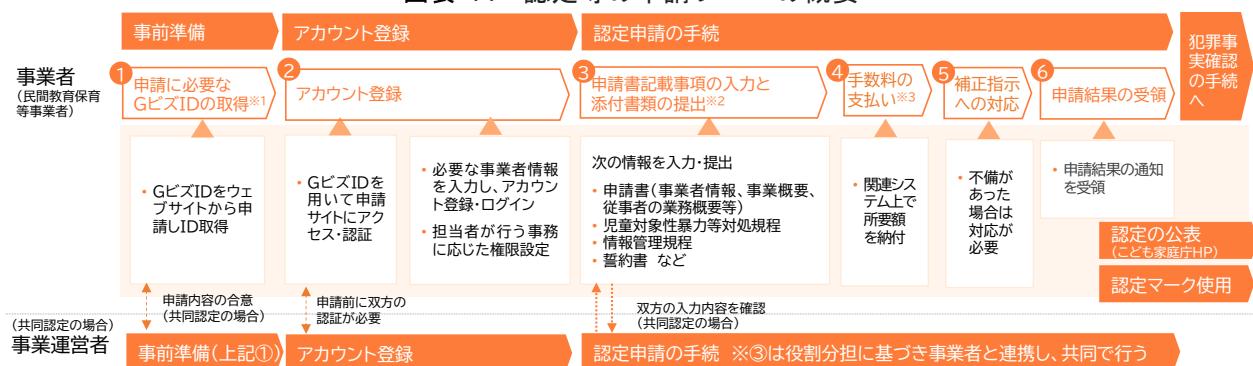
### 【1つの事業としての申請が認められない例】

- ・ 病児保育事業（同項第13号）と認可外保育事業（同項第17号）を行う事業者が、両事業を1つの事業として認定申請する。

## (3) 申請方法及び標準処理期間

- 認定等の手続の具体的な手順は次の図に掲げるとおり。標準処理期間は1か月から2か月程度となる。

図表 14 認定等の申請フローの概要



- 申請の方法及び留意点は次のア及びイに掲げるとおり。

ア 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第18条第1項及び第20条第1項）

※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。

イ 共同認定である場合には、民間教育保育等事業者及び事業運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第20条第3項）

#### (4) 申請書記載事項及び添付書類

- 認定等の基準に適合するか否かをこども家庭庁において確認するため、認定等を受けようとする民間教育保育等事業者等は、次の表に掲げる事項を記載した申請書及びその添付書類をこども家庭庁に提出しなければならない（法第19条第3項、第4項及び第21条第3項、規則第18条第3項、第4項、第20条第4項及び第5項）

図表 15 認定申請時の申請書記載事項及び添付書類

申請書記載事項	添付書類
申請年月日	-
民間教育保育等事業者について、 ・ 氏名又は名称 ・ 住所又は所在地 ・ 代表者の氏名（法人の場合） ・ 連絡先	定款・登記事項証明書 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人又は公立大学法人の場合は、不要 ※ 申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずる書類（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずる書類 ※ 申請者が個人の場合は、住民票の写し
民間教育保育等事業を行う事業所について、 ・ 名称 ・ 所在地	
民間教育保育等事業について、 ・ 概要 ・ 民間教育保育等事業の種別	民間教育保育等事業を行っていることを証する資料 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人又は公立大学法人の場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要	民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数	-
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨	-
G ビズ ID	-
-	認定基準に適合していることを証する資料 ・ 犯罪事実確認の適切な実施を確保するための責任者の部署名・役職及び氏名、研修の受講を証する書類等
-	児童対象性暴力等対処規程
-	情報管理規程
-	犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面
-	欠格に該当しないことを誓約する書面
-	役員の氏名、略歴等を示す書類（法人の場合） ※ 申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要

- 共同認定を受けようとする場合は次の表のとおり。

図表 16 共同認定申請時の申請書記載事項及び添付書類

申請書記載事項	添付書類
申請年月日	-
民間教育保育等事業者及び事業運営者について、 ・ 氏名又は名称 ・ 住所又は所在地 ・ 代表者の氏名（法人の場合） ・ 連絡先	定款・登記事項証明書 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人又は公立大学法人の場合は、不要 ※ 申請者が法人格のない社団又は財団の場合は、定款に準ずる書類（会則、規約等）・登記事項証明書に準ずる書類 ※ 申請者が個人の場合は、住民票の写し ※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの提出 が必要
民間教育保育等事業所（事業運営者が管理する事業所に限る。）について、 ・ 名称 ・ 所在地	
民間教育保育等事業を行う事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）について、 ・ 概要 ・ 民間教育保育等事業の種別	民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）を行っていることを証する資料 ※ 申請者が国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人又は公立大学法人の場合は、民間教育事業の申請を除き、不要
民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）に従事する者のうち、その行う業務が教育保育等従事者の業務に該当すると思料するものの業務の概要	民間教育保育等事業（事業運営者が管理する事業所において行われるものに限る。）及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
対象業務従事者に該当すると思料するものの人数 ※ 民間教育保育等事業者、事業運営者の提出が必要	-
事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象事業と同一事業を行っている場合には、その旨	-
G ピズ ID ※ 民間教育保育等事業者、事業運営者の提出が必要	-
-	認定基準に適合していることを証する資料 ・ 犯罪事実確認の適切な実施を確保するための責任者の部署名・役職及び氏名、研修の受講を証する書類等 ※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割 を説明した内容を含む
-	児童対象性暴力等対処規程

申請書記載事項	添付書類
-	<p>※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含む</p>
-	<p>情報管理規程</p> <p>※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含む</p>
-	<p>犯罪事実確認を適切に実施する旨を誓約する書面</p> <p>※ 民間教育保育等事業者・事業運営者それぞれの提出が必要</p>
-	<p>欠格に該当しないことを誓約する書面</p> <p>※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの提出が必要</p>
-	<p>役員の氏名、略歴等を示す書類（法人の場合）</p> <p>※ 申請者が国又は地方公共団体の場合は、不要</p> <p>※ 民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの提出が必要</p>

- 申請書記載事項及び添付書類のうち、次のアからウまでに掲げる事項に関する具体的な内容は、次のとおり。
  - ア 民間教育保育等事業を行っていることを証する資料
  - イ 民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料
  - ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料

#### ア 民間教育保育等事業を行っていることを証する資料

- 添付書類のうち、「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」について、民間教育保育等事業の類型ごとに添付を求める資料は次の表に掲げるとおり。
- ※ 民間教育事業については、各基準を満たす旨をチェックボックスで確認の上、資料を添付。

図表 17 「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」の添付資料

対象事業（法第2条第5項各号）	添付資料等
専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立：なし</li> <li>・ 私立：認可通知書の写し</li> </ul>
高等課程類似教育事業	なし
民間教育事業 ① 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請する民間教育事業について、児童等に対してサービスを提供していることが分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）</li> </ul>

対象事業（法第2条第5項各号）	添付資料等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する民間教育事業について、申請時点でサービスを受けている児童等の人数（新規の場合は、1年以内の受入れ予定数）</li> </ul>
② 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、6月以上であること	申請する民間教育事業について、事業の実施頻度・期間が分かる資料（標準カリキュラム、事業計画、ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
③ 児童等に対して対面による指導を行うものであること	なし
④ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること	事業の実施場所が分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等）
⑤ 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が3人以上であること	3人分の主な技芸又は知識の教授を行う者の氏名、住所、生年月日、職名等の情報 ※ 「主な教育保育等従事者」とは、対象業務について最も従事頻度が高いなど、当該民間教育保育等事業の運営に中心的に関わっている者を指す。
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業）</li> <li>児童自立生活援助事業</li> <li>放課後児童健全育成事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>一時預かり事業</li> <li>小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）</li> <li>病児保育事業</li> <li>意見表明等支援事業</li> <li>妊産婦等生活援助事業</li> <li>児童育成支援拠点事業</li> <li>認可外保育事業</li> </ul>	事業開始届出書の写し ※ 該当する書類がない場合、滅失した場合等には、次のような添付資料とすることが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体ウェブサイトのURL及び掲載画面の写し</li> <li>「ここ de サーチ」上の掲載画面の写し（認可外保育施設） 等</li> </ul>
放課後児童健全育成事業に類する事業（例：放課後子供教室、地域未来塾）	申請者と地方公共団体との間で締結した当該事業に係る委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）	制度上障害児に対するものと特定を受けたことを証する書類

#### イ 民間教育保育等事業及び対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料

- 添付書類のうち、「民間教育保育等事業の詳細を説明する資料」については、その概要が分かるものであれば、事業者のウェブサイト、パンフレット等、既存の資料等を活用して差し支えない。
- また、「対象業務従事者の業務の詳細を説明する資料」については、その概要が分かるものであれば、対象業務に関する直近の募集要項等、既存の資料等を活用して差し支えない。

## ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料

- 共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる措置を共同で行う。
  - (ア) 犯罪事実確認
  - (イ) 安全確保措置（早期把握、相談、児童対象性暴力等対処規程の作成（防止措置、調査、保護・支援）、研修）
  - (ウ) 情報管理措置
- （ア）について、犯罪事実確認書の交付申請は、民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同で行い、いずれの事業者が犯罪事実確認書の送付を受けるかについて、申請書に記載することとされている（法第33条第2項及び第3項第6号）。
- こども家庭庁は、当該申請書に記載された事業者に対して犯罪事実確認書を送付し（法第35条第2項）、送付を受けた事業者は、防止措置の実施に必要な限度において、他方の事業者に犯罪事実確認記録を提供することができる（法第26条第7項）。
- （イ）及び（ウ）について、共同認定を申請する場合、添付書類のうち、「認定基準に適合していることを証する資料」「児童対象性暴力等対処規程」「情報管理規程」には、民間教育保育等事業者及び事業運営者のそれぞれの役割を説明した内容を含むこととしている（法第21条第3項、規則第12条第3項及び第19条第2項第3号）。
- 共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担については、法令で特別に定められる事項を除いて特段のルールはなく、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の取決めに即して決定することが可能である。その一例は次の表に掲げるとおり。

図表 18 共同認定を受ける民間教育保育等事業者及び事業運営者の間の役割分担の例

措置内容	民間教育保育等事業者	事業運営者
犯罪事実確認	民間教育保育等事業者が雇用等する者について実施	事業運営者が雇用等する者について実施
防止措置	民間教育保育等事業者が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※ 事業運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・ 民間教育保育等事業者が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（児童等と一対一にさせないなど）を実施 ・ 事業運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施

措置内容	民間教育保育等事業者	事業運営者
犯罪事実確認記録の情報提供	民間教育保育等事業者が雇用等する者の犯罪事実確認記録等について、防止措置の実施に必要な範囲で、事業運営者に提供	事業運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録等について、防止措置の実施に必要な範囲で、民間教育保育等事業者に提供 ※ 民間教育保育等事業者が、事業運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、事業運営者から民間教育保育等事業者への犯罪事実確認記録の提供は行わない。
早期把握	民間教育保育等事業者・事業運営者が連携して実施	
相談	※ 対応の例	
調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期把握・相談については、児童等に近い事業運営者が一義的に行い、民間教育保育等事業者は報告があった場合に事業運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施）</li> </ul>	
保護・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査、保護・支援については、事業運営者が初動対応を行い、民間教育保育等事業者は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応（児童対象性暴力等対処規程に両者の役割分担を記載）</li> </ul>	
研修		
情報管理措置	それが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載） ※ 防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しないこと	
定期報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期報告、変更・廃止の届出等については、一方が作成し、他方が確認を行った後に提出</li> <li>法において求める措置に関する役割分担（児童対象性暴力等対処規程・情報管理規程の役割分担にあっては、変更時の届出による）を変更する場合には、変更点について、定期報告の際に報告</li> </ul>	

## (5) 手数料

- 認定等の申請に際する手数料については、30,000 円とする（法第 40 条、令第 7 条）（※）。
  - ※ 1 事業当たりの認定申請の手数料であり、事業者単位、事業所単位での手数料ではない。
  - ※ 犯罪事実確認に手数料は要しない。
  - ※ 例外的に書面による申請となる場合、その郵送費を含めて 31,500 円となる。さらに、審査過程において申請書類の補正を要したときは、別途追加で郵送費が必要となる。
- なお、次に掲げる場合は、手数料納付の対象外となる。
  - ・ 国及び地方公共団体が、単独で認定申請を行う場合
  - ・ 国又は地方公共団体を民間教育保育等事業者とし、当該事業に係る指定管理又は委託を受けた事業運営者が、ともに共同認定の申請を行う場合（※）

図表 19 手数料納付に関するイメージ図



- ※ 事業開始前に指定管理又は委託の準備行為を行い、実質的に事業開始が決定している場合であって、その後に共同認定の申請を行う場合も、手数料の納付の対象外となる。
- ※ 国又は地方公共団体から指定管理又は委託を受けている者が、民間教育保育等事業者として単独で認定申請をする場合には、手数料納付の対象となる。